



Kyushu FG

九州フィナンシャルグループ

証券コード：7180

第10期

定時株主総会招集ご通知



日時

2025年6月20日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）



場所

肥後銀行 本店 2階大会議室
熊本県熊本市中央区練兵町1番地

第10期定時株主総会会場は熊本市となっております。
末尾の総会会場ご案内図をご確認のうえ、お間違えのない
ようご注意ください。

中継会場を鹿児島市に設けております。
後記の「中継会場ご案内図」をご参照ください。



「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に
パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/7180/>



株主総会にご出席の株主様にお配りしておりました
お土産につきましては、一昨年からとりやめさせて
いただいております。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



九州フィナンシャルグループ

PURPOSE

パーパス(存在意義)

私たちは、お客様や地域の皆様とともに、
お客様の資産や事業、地域の産業や自然・文化を育て、守り、引き継ぐことで、
地域の未来を創造していく為に存在しています

VISION

ビジョン(目指す姿)

お客様、地域、社員とともに、より良い未来を創造する
『地域価値共創グループ』への進化

VALUE

バリュー(価値観・行動指針)

誠実 高い倫理感を持って行動する
主体性 自ら考え、失敗を恐れずに行動する
チームKFG 志を一つに、グループの最適を考えて行動する

株主の皆様へ



代表取締役社長
笠原 慶久

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、2024年度の国内経済は、高水準の設備投資や円安等を背景に上場企業の業績が伸長し、7月には日経平均株価が史上最高値を更新しました。また、公示地価上昇率や春闘賃上げ率がバブル期以来の伸びを示すなど、インフレ経済への回帰が見られ、日本銀行は17年ぶりの利上げを実施しました。

当社が地盤とする九州では、半導体受託生産世界最大手のTSMC（台湾積体電路製造）の熊本第1工場が2024年12月から本格稼働を開始しました。外国人観光客の増加などによるインバウンド需要も順調に回復しました。持続的に成長する地域経済に対して、当社グループは引き続き支援を行ってまいります。

このような中、当社グループが2024年4月から第4次グループ中期経営計画「躍進」をスタートし、1年が経過しました。おかげさまで、前年度の当期純利益は実質過去最高益を計上することができました。

共創ステージの最終章へつなげるため、中期経営計画の残り2年間、地域価値共創グループ実現へ向けて、グループ一丸となり更に「躍進」してまいります。

引き続き、株主の皆様のご支援とご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2025年5月

目次

第10期定時株主総会招集ご通知	2頁
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件	9頁
第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	18頁
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	22頁
事業報告	25頁
連結計算書類及び計算書類	62頁
監査報告	101頁

2025年5月27日
(電子提供措置の開始日 2025年5月23日)

株 主 各 位

鹿児島県鹿児島市金生町6番6号
(上記は登記上の所在地であり本社業務は下記で行っています)

熊本県熊本市西区春日1丁目12番3号

株式会社九州フィナンシャルグループ

代表取締役社長 **笠原 慶久**

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第10期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kyushu-fg.co.jp/ir/stock/shareholders/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を事前行使いただくことができます。

また、株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様がご覧いただけるよう、インターネットでの同時中継を行います。なお、当社ウェブサイトでも、後日配信を予定しております。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月20日（金曜日）午前10時
2 場 所	肥後銀行本店 2階 大会議室 熊本県熊本市中央区練兵町1番地 会場が前回と異なっておりますので、お間違えないようご注意ください。 (子会社である肥後銀行の本店所在地で開催いたします。) 【鹿児島中継会場について】 中継会場を鹿児島市に設けております。詳細は後記の「中継会場ご案内図」をご参照ください。
3 目的事項	報告事項 1. 第10期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第10期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

※ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主の方に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告のうち下記事項

「当社の現況に関する事項」の一部、「会社役員（取締役）に関する事項」の一部、「当社の株式に関する事項」、「当社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」、「その他」

②連結計算書類

③計算書類

④監査報告書

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

**鹿児島市の
中継会場に
ご来場の
株主様へ**

※ 鹿児島市の中継会場は会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。

※ 中継会場にご来場の場合は、書面又はインターネット等により、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

**議決権行使書及び
インターネット等による
議決権行使についての
ご案内は4～5頁を
ご覧ください。**

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

株主総会に
出席される
場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時

2025年6月20日（金曜日）午前10時
(受付開始予定時刻 午前9時)

場所

**肥後銀行 本店/
熊本市**

郵送で
議決権を
行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等で
議決権を
行使される場合



インターネット等による議決権行使のご案内（5頁）をご参照のうえ、「スマート行使」による方法もしくは議決権行使コード・パスワードをご入力する方法によって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後5時30分まで

詳細は5頁をご覧ください

書面による議決権行使のご案内

議決権行使書 株主番号

株式会社九州フィナンシャルグループ 御中

私は、2025年6月20日開催の貴社第10期定時株主総会（総会または委員会）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2025年 月 日

お届出のうえに、賛否の表示がなされていない場合は、賛否の表示がなかったものとして取り扱います。

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットの行使を有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右方を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

議決権行使用紙

議案	賛成	反対	賛成	反対
第1号議案	○	○	○	○
第2号議案	○	○	○	○
第3号議案	○	○	○	○

お 留 意

1. 株主総会にご出席される場合は、この議決権行使用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月19日午後5時30分までに届くよう「当封」してください。
2. 第1号議案および第2号議案の賛否をご表示の際は、一紙の議決権につき異なる各意思を表示される場合は、「株主総会参加者」に各議案の賛否を記入してください。
3. 本紙の記載は、増色のバーコードにより、はっきりと印刷されています。
4. 議決権をインターネットで行使される場合は、この紙をスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイト（議決権行使コード・パスワードによりアクセス）のうえ、2025年6月19日午後5時30分までにアクセスください。この場合、議決権行使を決定される必要はありません。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトQRコード

株式会社九州フィナンシャルグループ

議決権行使期限：
2025年6月19日（木曜日）午後5時30分 到着分まで

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

会社提案 第1～3号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 → 「否」の欄に○印

(一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。)

※議案に対して賛否の表示がない場合、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※スマート行使に必要なQRコードが記載されております。この裏面には、インターネット等による議決権行使に必要な、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されております。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

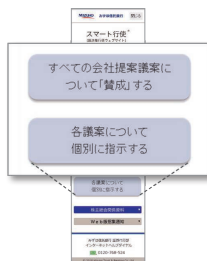
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の
議決権行使は **1回のみ**。
議決権行使後に行使内容を変更
する場合は、右記の方法で再度
議決権行使をお願いいたします。



「ネットで招集」からも「スマート行使」に
アクセスいただけます。

「ネットで招集」の「議決権行使ボタン」を選択すると、
お手元の端末のカメラが起動します。そこから議決
権行使書用紙のQRコードを撮影しても、「スマート
行使」へアクセスいただけます。



議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

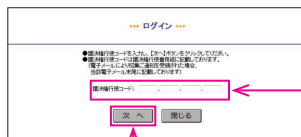
議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

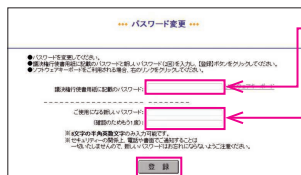
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末・年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

事前質問の受付についてのご案内

事前に株主総会の目的事項に関わるご質問をお受けいたします。
詳細については以下のとおりです。

受付期間：2025年5月28日(水)から2025年6月6日(金)まで

インターネット等による議決権行使の際、議決権行使ウェブサイトのアンケート機能を利用して、事前質問をお送りいただくことが可能です。

議決権行使ウェブサイトの行使受付完了画面から「アンケートに回答する」ボタンを押して、質問事項をご入力ください。

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様のご関心が特に高く、審議の参考になると当社が判断した事項につきましては、株主総会当日に回答させていただく予定です。

なお、ご質問が本株主総会の目的事項に関しない場合、ご質問が重複する場合、ご質問に対して回答することがお客様、従業員、その他の者の権利・利益を侵害するおそれがある場合等は、回答は差し控えさせていただきます。また、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

※ 受付期間外にいただいたものについては受付ができかねる場合がございますので、受付期間内での早目の送信をお願いいたします。

インターネット中継のご案内



第10期定時株主総会の模様は、お手持のスマートフォン、パソコン等でご視聴いただけます。

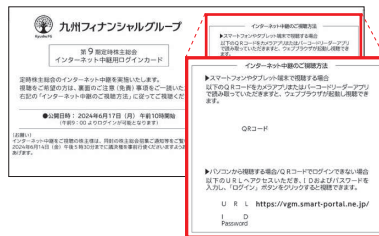


視聴方法

以下当社ウェブサイトより、「第10期定時株主総会 インターネット中継」のページにアクセスいただき、同封のインターネット中継用ログインカードに従ってご視聴ください。

第10期定時株主総会 インターネット中継

<https://vgm.smart-portal.ne.jp/>



公開日時

2025年6月20日（金曜日）午前10時から



インターネット中継に係るご注意（免責）事項

- 当日は株主様からの質疑応答も含めて中継を予定しておりますが、ご発言をされる場合にはお名前及び出席席の番号をお申し出ください。
- 会場後方からの撮影とし、ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、当社ウェブサイト（<https://www.kyushu-fg.co.jp/>）上に掲載させていただきます。
- インターネット中継をご視聴の株主様におかれましては、議場での議決権行使及びご質問・ご意見を承ることができません。何卒ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
- ご使用のパソコン環境（機種、性能、セキュリティ設定等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不都合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承願います。
- インターネット回線に掛かる費用は株主様のご負担となります。電話回線を用いて視聴される場合、定額制の加入契約をしていない等により、通信事業者から高額な料金請求が来る場合がありますので、特にご注意ください。

なお、議決権については議決権行使書用紙の郵送又はインターネットによる事前行使が可能です。

▶ 詳細はP4「議決権行使のご案内」をご参照ください。



後日配信

株主総会の模様については、当社ウェブサイトでも、後日配信を予定しております。配信にあたっては、株主様の音声や画像等プライバシーに配慮いたします。

当社ウェブサイト <https://www.kyushu-fg.co.jp/ir/stock/shareholders/>



ネットで招集のご案内

株主総会の動画や本招集通知の主要コンテンツを、パソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。

閲覧方法

以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。
<https://s.srdb.jp/7180/>



配当金について

2025年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金

1 株当たり12円

2 効力発生日（支払開始日）

2025年6月2日

年間配当金

ご参考：**1 株当たり21円**

当社は、定款の規定により、2025年5月12日開催の取締役会で、期末配当金を1株につき12円とし、効力発生日（支払開始日）を2025年6月2日とすることを決議いたしました。

中間配当金として1株につき9円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき21円となります。

主な手続き、ご照会等の内容

- 配当金受領方法の指定のお手続き
- 住所・氏名変更等のお手続き
- 単元未満株式の買取・買増請求のお手続き

主な手続き、ご照会等の内容

- 支払期間経過後の配当金に関するご照会
- 郵送物等の発送と返戻に関するご照会
- その他株式事務に関する一般的なお問い合わせ

お問い合わせ先

口座を開設されている証券会社

お問い合わせ先

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行 証券代行部

【株主さま専用コールセンターご照会ダイヤル】

TEL：☎0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間 平日9時～17時（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、当社の定める下記の選任基準及び選任方針に基づき、指名・報酬諮問委員会において審議のうえ、取締役会にて決定しております。

<取締役の選任基準及び選任方針>

- 1 取締役の選任は、以下の選任基準を踏まえ、取締役として適した人物を指名・報酬諮問委員会において審議のうえ、取締役会にて対象となる取締役の選任議案を株主総会に上程することを決議する。

<選任基準>

- (1) 優れた人格、高い倫理観を有している。
 - (2) 未来に向けた長期的視点を持ち、当社グループの理念【パーパス(存在意義)・ビジョン(目指す姿)・バリュー(価値観・行動指針)】を十分理解したうえで、積極的に自らの意見を申し述べることができる。
 - (3) 専門分野における豊富な経験や高い知見を有しており、自らの資質向上に努める意欲が旺盛である。
- 2 取締役候補者は、法令上の要件の具備を前提に、その選任の方針を以下のとおりとする。
 - (1) 取締役の選任基準を踏まえ、当社グループ出身の取締役候補者をバランスよく選任する。
 - (2) 前号を踏まえ、グループ経営の観点から特に補完すべき分野の知識、経験、能力に加え、当社グループが定める独立性判断基準に抵触しない社外取締役候補者を複数名選任する。

また、社外取締役3名については、全員が当社の定める社外役員の独立性判断基準を充足いたしております（社外役員の独立性判断基準については24頁をご参照ください）。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

【参考】 候補者一覧

候補者 番号	氏 名				当社における現在の地位及び担当	
1	こおり 郡	やま 山	あき 明	ひさ 久	取締役会長	再 任
2	かさ 笠	はら 原	よし 慶	ひさ 久	取締役社長	再 任
3	た 多	だ 田	り いち 理 一郎	ろう	取締役専務執行役員 (担当：事業戦略部)	再 任
4	やま 山	かた 方	しん 真	いち 一	常務執行役員 (担当：経営企画部 広報・ＩＲ部 人事・総務部 デジタルイノベーション部)	新 任
5	いち 市	つば 坪	こう 孝	いち 一	常務執行役員 (担当：監査部)	新 任
6	きた 北	むら 村	さ よ こ 幸 代 子		常務執行役員 (担当：ＣＲ統括部)	新 任
7	かみ 上	むら 村	もと 基	ひろ 宏	取締役	再 任
8	ね 根	もと 本	ゆう 祐	じ 二	取締役	再 任 社 外 独 立
9	しぶ 渋	さわ 澤	けん 健	一		新 任 社 外 独 立
10	ふく 福	もと 本	のぶ 伸	あき 昭	一	新 任 社 外 独 立

候補者
番号

1

こおり やま あき ひさ

郡山 明久 (1957年5月11日生)



再任

- 当社における地位及び担当 取締役会長
- 所有する当社の株式数 73,460株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)

■ 略歴

1980年4月	(株) 鹿児島銀行入行	2012年6月	同行 常務取締役
1999年3月	同行 総合企画部主任調査役	2014年6月	同行 専務取締役
2006年6月	同行 隼人支店長	2015年10月	当社 取締役
2008年6月	同行 人事部長	2019年6月	(株)鹿児島銀行 取締役副頭取
2010年6月	同行 取締役人事部長	2024年4月	同行 取締役頭取 (現任)
2011年6月	同行 常務取締役総合企画部長	2024年6月	当社 取締役会長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

(株) 鹿児島銀行 取締役頭取

【取締役候補者とした理由】

当社グループの鹿児島銀行において営業店支店長、取締役人事部長、常務取締役総合企画部長、常務取締役、専務取締役、取締役副頭取を歴任し、2024年4月に取締役頭取に就任。2015年の当社設立から3年8ヶ月間、経営企画部門担当役員として、経営計画の推進に尽力。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

かさ はら よし ひさ

笠原 慶久 (1962年1月5日生)



再任

- 当社における地位及び担当 取締役社長
- 所有する当社の株式数 175,500株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)

■ 略歴

2014年4月	みずほ信託銀行 (株) 常務執行役員	2016年6月	当社 取締役
2015年4月	(株) 肥後銀行入行 (常務執行役員監査部長)	2018年4月	(株) 肥後銀行 取締役副頭取
2015年6月	同行 取締役常務執行役員	2018年6月	同行 取締役頭取 (現任)
2016年5月	(株) 鹿児島銀行 取締役	2019年6月	当社 取締役社長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

(株) 肥後銀行 取締役頭取

【取締役候補者とした理由】

2019年に当社取締役社長に就任後、当社グループの経営全般を統括するとともに、当社グループの株式会社肥後銀行において、2018年から取締役頭取として経営を牽引。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

た だ り い ち ろ う

多田 理一郎

(1965年5月30日生)



再 任

■ 当社における地位及び担当

取締役専務執行役員
(担当：事業戦略部)

■ 所有する当社の株式数

20,700株

■ 取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

■ 略歴

1989年 4 月	(株) 肥後銀行 入行	2022年 4 月	当社 上席執行役員監査部長
2011年 4 月	同行 総合企画部東京事務所長	2022年 4 月	(株) 肥後銀行 上席執行役員監査部長
2014年 4 月	同行 秘書室長	2022年 4 月	(株) 鹿児島銀行 上席執行役員監査部長
2019年 4 月	同行 執行役員本州ブロック統括店長兼東 京支店長	2023年 4 月	当社 常務執行役員
2021年 4 月	当社 執行役員監査部長		(株) 肥後銀行 取締役常務執行役員
	(株) 肥後銀行 執行役員監査部長	2023年 6 月	(株) 鹿児島銀行 常務取締役
	(株) 鹿児島銀行 執行役員監査部長	2025年 4 月	当社 取締役常務執行役員
			当社 取締役専務執行役員 (現任)
			九州F G証券 (株) 取締役 (現任)
			九州デジタルソリューションズ (株) 取 締役 (現任)
			(株) 九州みらいCreation 取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

九州F G証券(株) 取締役、九州デジタルソリューションズ(株) 取締役、
(株)九州みらいCreation 取締役

【取締役候補者とした理由】

2021年から当社及び鹿児島銀行、肥後銀行の3社兼務の監査部長としてその重責を全う。2023年からは、当社の取締役常務執行役員として、監査部門を担当し、諸施策の推進に尽力。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

やま かた しん いち

山方 真一 (1965年10月4日生)



新任

■ 当社における地位及び担当

常務執行役員
(担当：経営企画部 広報・IR部
人事・総務部 デジタルイノベー
ション部)

■ 所有する当社の株式数

19,680株

■ 取締役会への出席状況

—

■ 略歴

1988年4月 (株) 鹿児島銀行入行
2009年6月 同行 西武町支店長
2020年1月 同行 理事総務部長
2021年4月 当社 執行役員経営企画部長
九州会計サービス株式会社取締役 (現任)
2023年4月 当社 上席執行役員経営企画部長

2025年4月 当社 常務執行役員 (現任)
九州FG証券(株) 取締役 (現任)
九州デジタルソリューションズ(株) 取
締役 (現任)
(株)九州みらいCreation 取締役
(現任)

■ 重要な兼職の状況

九州FG証券(株) 取締役、九州会計サービス(株) 取締役、九州デジタルソリューションズ(株) 取締役、
(株)九州みらいCreation 取締役

【取締役候補者とした理由】

当社グループの鹿児島銀行において営業店支店長、理事総務部長を歴任。2021年4月からは、当社の執行役員経営企画部長に就任し、経営企画・管理など諸政策の推進に尽力。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

いち つば こう いち
市坪 孝一

(1965年12月19日生)



新任

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

常務執行役員
(担当：監査部)
7,800株
—

■ 略歴

1988年 4月 (株) 鹿児島銀行 入行
2015年 10月 同行 人事部付(当社へ出向)
2021年 4月 同行 理事経営企画部長
2022年 4月 同行 執行役員経営企画部長

2024年 4月
2025年 4月

当社 上席執行役員事業戦略部長
当社 常務執行役員(現任)
(株) 肥後銀行 取締役常務執行役員
(現任)
(株) 鹿児島銀行 常務取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株) 肥後銀行 取締役常務執行役員、(株) 鹿児島銀行 常務取締役

【取締役候補者とした理由】

当社グループの鹿児島銀行において理事経営企画部長、執行役員経営企画部長を歴任し、2024年から当社の上席執行役員事業戦略部長に就任。当社グループの営業推進や事業開発などの諸施策に尽力。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

6

きた むら さ よ こ
北村 幸代子

(1966年 1月30日生)



新任

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

常務執行役員
(担当：C R統括部)
34,000株
—

■ 略歴

1984年 4月 (株) 肥後銀行 入行
2016年 3月 同行 稲荷前支店長
2021年 4月 同行 執行役員託麻ブロック統括店長兼託
麻支店長

2023年 4月
2024年 4月
2025年 4月

同行 上席執行役員事務統括部長
同行 常務執行役員C R統括部長
当社 常務執行役員(現任)
(株) 肥後銀行 取締役常務執行役員
(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株) 肥後銀行 取締役常務執行役員

【取締役候補者とした理由】

当社グループの肥後銀行において営業店支店長、上席執行役員事務統括部長を歴任。2024年からは常務執行役員C R統括部長に就任し、コンプライアンス体制の高度化に尽力。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

7

かみ むら もと ひろ
上村 基宏 (1952年8月18日生)

再任

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

取締役
70,550株
12/12回 (100%)

■ 略歴

1975年4月	(株) 鹿児島銀行 入行	2015年10月	当社 取締役社長
2004年6月	同行 取締役業務統括部長	2019年6月	(株) 鹿児島銀行 取締役会長 (現任)
2006年6月	同行 常務取締役	2019年6月	当社 取締役 (現任)
2010年6月	同行 取締役頭取		

■ 重要な兼職の状況

(株) 鹿児島銀行 取締役会長

【取締役候補者とした理由】

2015年の当社設立以来2019年まで、取締役社長として当社グループの経営全般を統括するとともに、当社グループの株式会社鹿児島銀行において、2010年から取締役頭取、2019年から取締役会長として経営を牽引。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者としました。

候補者
番号

8

ね もと ゆう じ
根本 祐二 (1954年10月27日生)

再任

社外

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

社外取締役
—
12/12回 (100%)

独立

■ 略歴

1978年4月	日本開発銀行 (現 (株)日本政策投資銀行) 入行	2015年6月	(株) 鹿児島銀行 取締役
2004年4月	同行 地域企画部長	2018年6月	当社 取締役 (現任)
2006年4月	東洋大学 経済学部教授	2025年4月	東洋大学国際PPP研究所 シニアリサーチパートナー (現任)
2008年4月	同大学 PPP研究センター長		

■ 重要な兼職の状況

東洋大学国際PPP研究所 シニアリサーチパートナー

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

大学教授として地域政策に携わっており、公共政策、都市開発、地域開発の専門家としての豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけることが期待されると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

9

しづ さわ けん
渋澤 健

(1961年3月18日生)



新任

社外

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

社外取締役

—

—

独立

■ 略歴

1984年 1 月	財団法人日本国際交流センター入職	2008年 8 月	コモンズ投信（株） 取締役会長(現任)
1987年 7 月	ファースト・ボストン証券会社（NY）入社	2022年 4 月	（株）肥後銀行 取締役監査等委員
1988年 10月	J Pモルガン銀行（東京）入行		（社外）
1994年 11月	ゴールドマン・サックス証券会社（東京）入社	2023年 1 月	（株）&Capital 代表取締役 CEO(現任)
1996年 6 月	ムーア・キャピタル・マネジメント入社	2024年 4 月	（株）肥後銀行 取締役（社外）
1997年 6 月	ムーア・キャピタル・マネジメント東京駐在員事務所代表		
2001年 3 月	シブサワ・アンド・カンパニー（株）代表取締役(現任)		

■ 重要な兼職の状況

シブサワ・アンド・カンパニー（株） 代表取締役、コモンズ投信（株） 取締役会長
（株）&Capital 代表取締役CEO、（株）セブン銀行 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

外資系金融機関勤務後、2001年にシブサワ・アンド・カンパニー株式会社を設立し、現在も代表取締役を務めるほか、他企業の代表取締役や社外取締役を務めるなど、企業経営について豊富な経験と幅広い見識を有しています。2022年から当社グループの株式会社肥後銀行の取締役監査等委員、2024年から社外取締役を務め、公正かつ客観的な立場から経営を監督しています。今後も、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけることが期待されると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

10

ふくもと のぶ あき
福本 伸昭 (1959年4月28日生)



新任

社外

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

社外取締役

—
—

独立

■ 略歴

1983年4月	日本IBM(株)入社	2019年4月	(株)JTB情報システム 取締役常務執行役員
2008年4月	同社 シニア・エグゼクティブPM	2020年4月	(株)JTB 常務執行役員CIO
2009年4月	(株)地銀ITソリューション 代表取締役社長	2023年4月	同社 デジタル戦略推進担当シニアアドバイザー
2015年4月	日本IBM(株) 金融ソリューション事業担当執行役員	2023年10月	(株)ピーエスシー 執行役員(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)ピーエスシー 執行役員

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

日本IBM株式会社や株式会社JTB等、国内外大手企業のシステム部門の要職を歴任。豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけることが期待されると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間で特別の利害関係はありません。
- 根本祐二氏、渋谷健氏、福本伸昭氏は社外取締役候補者であります。
 - 根本祐二氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもっておよそ7年となります。
 - 根本祐二氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として上場している証券取引所に届け出ており、同氏が選任された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、渋谷健氏、福本伸昭氏についても、両氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定であります。
 - 当社は根本祐二氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏が選任された場合には、当該契約を継続するとともに、新たに、渋谷健氏、福本伸昭氏との間でも同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。
 - 渋谷健氏は、2025年6月23日開催の第24回定時株主総会で株式会社セブン銀行の社外取締役に就任予定であります。

第2号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、監査等委員である取締役候補者の選定にあたりましては、当社の定める下記の候補者選定の方針に基づき取締役会にて決定しております。

＜監査等委員である取締役候補者選定の方針＞

- 1 監査等委員である取締役候補者は、法令上の要件の具備を前提に、その選定の方針を以下のとおりとする。
金融業務における経営、営業、管理等各部門の知識、経験、能力を有し、かつ経済・社会情勢に精通するとともに、財務・会計に関する適切な知見を有する当社グループ出身の監査等委員である取締役候補者を少なくとも1名以上選定する。
- 2 取締役会は、監査等委員である取締役候補者の選定にあたり、前項の方針を遵守するとともに、選定の過程において、監査等委員会の同意を得るものとする。

また、社外取締役3名については、全員が当社の定める社外役員の独立性判断基準を充足いたしております（社外役員の独立性判断基準については24頁をご参照ください）。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

【参考】 候補者一覧

候補者 番号	氏 名	当社における現在の地位及び担当	
1	きた の その まさ ひで 北ノ園 雅 英	取締役監査等委員	再 任
2	さか た じ ろう 坂 田 二 郎	—	新 任
3	た し ま ゆう こ 田 島 優 子	取締役監査等委員	再 任 社 外 独 立
4	すず き のぶ や 鈴 木 伸 弥	取締役監査等委員	再 任 社 外 独 立
5	たい こ り え 大 鼓 利 枝	—	新 任 社 外 独 立

候補者
番号

1

きた の その まさ ひで

北ノ園 雅英 (1963年8月9日生)



再任

- 当社における地位及び担当 取締役監査等委員
- 所有する当社の株式数 29,200株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)
- 監査等委員会への出席状況 13/13回 (100%)

■ 略歴

1988年4月	(株) 鹿児島銀行入行	2018年4月	同行 執行役員医業支援部長
2005年3月	同行 営業支援部主任調査役	2021年4月	同行 常勤監査役
2009年8月	同行 末吉支店長		九州会計サービス(株) 監査役(現任)
2011年2月	同行 審査部主任調査役	2021年6月	当社 取締役監査等委員(現任)
2011年6月	同行 審査部企業サポート室長		(株) 鹿児島銀行 取締役監査等委員(現任)
2014年6月	同行 高見馬場支店長	2023年4月	(株) 九州みらいCreation 監査役(現任)
2016年3月	同行 医業支援部長		

■ 重要な兼職の状況

(株) 鹿児島銀行 取締役監査等委員、九州会計サービス(株) 監査役
(株) 九州みらいCreation 監査役

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

当社グループの株式会社鹿児島銀行において、営業店支店長、審査部企業サポート室長、執行役員医業支援部長を歴任し、2021年に常勤監査役に就任。2021年からは、当社取締役監査等委員を務めており、コンプライアンス体制や事業運営に対する監査を適切に遂行。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力、財務・会計に関する適切な知見を備え、当社グループの健全性確保に貢献できると考え、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

さか た じ ろう

坂田 二郎 (1966年6月12日生)



新任

- 当社における地位及び担当 —
- 所有する当社の株式数 9,800株
- 取締役会への出席状況 —
- 監査等委員会への出席状況 —

■ 略歴

1989年4月	(株) 肥後銀行入行	2019年4月	同行 C R統括部長
2010年6月	同行 経営管理部リスク統括室統括的リスク管理グループ調査役	2021年7月	同行 理事C R統括部長
		2022年4月	同行 取締役監査等委員(現任)
		2025年4月	九州デジタルソリューションズ(株) 監査役(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株) 肥後銀行 取締役監査等委員、九州デジタルソリューションズ(株) 監査役

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

2019年に当社グループの株式会社肥後銀行においてC R統括部長に就任し、2022年より取締役監査等委員を務めており、コンプライアンス体制や事業運営に対する監査を適切に遂行。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの健全性確保に貢献できると考え、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

た し ま ゆ う こ
田島 優子 (1952年7月26日生)

再任

社外

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況
- 監査等委員会への出席状況

取締役監査等委員（社外）
9,700株
12／12回（100%）
13／13回（100%）

■ 略歴

1979年4月	東京地検検事	2015年10月	当社 監査役
1992年4月	弁護士登録（東京弁護士会） さわやか法律事務所パートナー弁護士（現任）	2016年6月	東京海上日動あんしん生命保険（株） 監査役
2006年7月	明治安田生命保険（相） 社外取締役	2021年6月	当社 取締役監査等委員・社外（現任）
2015年6月	（株）千葉銀行 取締役（現任）		

■ 重要な兼職の状況

さわやか法律事務所パートナー弁護士、（株）千葉銀行 取締役

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

検察官、弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただけることが期待されると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

4

す ず き の ぶ や
鈴木 伸弥 (1955年5月21日生)

再任

社外

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況
- 監査等委員会への出席状況

取締役監査等委員（社外）
1,100株
12／12回（100%）
13／13回（100%）

■ 略歴

1979年4月	安田生命保険（相）（現明治安田生命保険（相））入社	2010年4月	同社 常務執行役
1999年4月	同社 山形支社長	2013年7月	同社 取締役会長代表執行役
2004年1月	同社 リスク管理統括部長	2017年6月	（株）ほくほくフィナンシャルグループ 取締役（監査等委員）
2006年7月	同社 商品部長	2021年7月	明治安田生命保険（相）特別顧問（現任）
2008年7月	同社 執行役商品部長	2023年6月	当社 取締役監査等委員・社外（現任）

■ 重要な兼職の状況

明治安田生命保険（相） 特別顧問

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

大手金融機関の経営者及び地域金融機関における監査等委員として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただけることが期待されると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

5

たい こ り え
大鼓 利枝 (1982年1月21日生)



新任

社外

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況
- 監査等委員会への出席状況

—
—
—
—

■ 略歴

2006年11月 | 最高裁判所司法研修所入所
2007年12月 | 第二東京弁護士会登録

2008年1月 | TMI 総合法律事務所入所
2019年1月 | 同 パートナー弁護士 (現任)

■ 重要な兼職の状況

TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただけることが期待されたと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間で特別の利害関係はありません。
2. 田島優子氏、鈴木伸弥氏、大鼓利枝氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 田島優子氏の当社社外取締役監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもっておよそ4年となります。
鈴木伸弥氏の当社社外取締役監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもっておよそ2年となります。
4. 田島優子氏、鈴木伸弥氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として上場している証券取引所に届け出ており、両氏が選任された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 大鼓利枝氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、一般株式と利益相反取引が生じるおそれのない独立役員として上場している証券取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は田島優子氏、鈴木伸弥氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、大鼓利枝氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。
9. 大鼓利枝氏の戸籍上の氏名は、高野利枝であります。

第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

わた なべ え み
渡辺 絵美 (1974年10月8日生)



社 外

独 立

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

—
—
—

■ 略歴

2002年10月 検察官任官
2009年3月 弁護士登録（熊本弁護士会）
2009年4月 熊本大学大学院法曹養成研究科准教授
2010年10月 熊本大学大学院法曹養成研究科教授
2011年4月 渡辺総合法律事務所開設（現任）
2017年4月 熊本県弁護士会副会長
九州弁護士連合会理事
熊本県労働委員会委員
2018年7月 熊本大学法学部非常勤講師（現任）
2019年4月

2019年10月 熊本地方労働審議会会長（現任）
熊本保護司選考会委員（現任）
2019年12月 熊本県土地利用審査会会長（現任）
2021年5月 公益社団法人くまもと被害者支援センター
理事（現任）
2022年7月 熊本県労働委員会会長

■ 重要な兼職の状況

公益社団法人くまもと被害者支援センター理事

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

検察官、弁護士として培われた豊富な経験、取締役会への適切な監督・助言を行っていただけることが期待されると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

- (注) 1. 渡辺絵美氏と当社との間で特別の利害関係はありません。
2. 渡辺絵美氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 渡辺絵美氏が監査等委員である社外取締役に就任した際には、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として上場している証券取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、渡辺絵美氏が監査等委員である社外取締役に就任した際には、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。渡辺絵美氏が監査等委員である社外取締役に就任した際には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

【参考】スキル・マトリックス

	地位	社内取締役が知識・経験・能力を有する分野／社外取締役へ特に期待する分野									
		企業経営	営業戦略	市場運用	法律・ リスク管理	財務・会計	地域産業 振興	グローバル ビジネス	人事戦略	サステナ ビリティ	DX・ テクノロジー
【社内取締役】											
郡 山 明 久	代表取締役会長	●	●	●	●	●	●		●		
笠 原 慶 久	代表取締役社長	●	●				●	●	●	●	●
多 田 理一郎	取締役 常務執行役員		●		●		●				
山 方 真 一	取締役 常務執行役員		●			●				●	
市 坪 孝 一	取締役 常務執行役員				●		●		●		
北 村 幸代子	取締役 常務執行役員		●		●						●
上 村 基 宏	取締役	●	●	●	●	●	●		●		●
北ノ園 雅 英	取締役 (監査等委員)		●			●	●				
坂 田 二 郎	取締役 (監査等委員)			●	●	●					
【社外取締役】											
根 本 祐 二	取締役					●	●			●	●
渋 澤 健	取締役	●	●	●		●		●	●	●	
福 本 伸 昭	取締役	●	●			●					●
田 島 優 子	取締役 (監査等委員)	●			●					●	
鈴 木 伸 弥	取締役 (監査等委員)	●	●		●					●	●
大 鼓 利 枝	取締役 (監査等委員)	●			●			●	●		

※独立社外取締役比率：40%（15名中6名）

※女性取締役比率：20%（15名中3名）

当社社外役員の独立性判断基準

- 1 当社又はグループ内会社の業務執行取締役、執行役員又は使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、過去10年間に於いても業務執行者ではなかったこと、又、当社グループが主要株主である会社（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上である会社）の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人ではないこと。
- 2 当社又はグループ内会社を主要な取引先とする者、又はその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、又、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと。
- 3 当社又はグループ内会社の主要な取引先である者、又はその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、又、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと。
- 4 当社又はグループ内会社から、一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円又は寄付等を受取る組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと。
- 5 当社又はグループ内会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社、もしくはそのグループ内会社の取締役等の役員ではないこと。
- 6 現在、当社又はそのグループ内会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間当該社員等として当社又はその現在のグループ内会社の監査業務を担当したことがないこと。
- 7 弁護士やコンサルタント等（法人である場合は、その職務を行うべき社員等を含む。）であって、役員報酬以外に当社又はグループ内会社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社又はグループ内会社を主要な取引先とする法律事務所等の社員等ではないこと。
- 8 当社又はグループ内会社の取締役、執行役員、又は参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という）の近親者ではなく、又、最近5年間に於いて当該取締役、執行役員又は役員に準ずる者であった者の配偶者又は二親等以内の親族（以下、「近親者」という）ではないこと、かつ、その近親者が上記1、2、3、4、6、7と同様の基準に該当しないこと。
- 9 その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（附則）

- 1 仮に上記2～8のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当該人物が当社の社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外役員候補者とすることができる。
- 2 本基準に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合、直ちに当社に告知するものとする。
- 3 本基準において「主要な取引先」とは、その者と当社グループとの取引額が直近の事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおいて、各年度の年間連結総売上高（当社の場合は年間連結業務粗利益）の1%以上である者を意味する。

1 当社の現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過及び成果等

【当社グループの主要な事業内容】

当社グループは、銀行持株会社である当社、並びに株式会社肥後銀行（以下、「肥後銀行」といいます。）、株式会社鹿児島銀行（以下、「鹿児島銀行」といいます。）、九州F G証券株式会社（以下、「九州F G証券」といいます。）を含む連結子会社22社で構成され、銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務、信託業務、金融商品取引業務等の金融サービスに係る業務のほか、DXソリューション事業、ECモール事業等の地域価値共創事業を行っております。

【金融経済環境】

当年度のわが国経済は、日本銀行の17年ぶりの利上げ実施や、公示地価上昇率や春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びなど、インフレ経済への回帰が見られました。

こうした経済環境のもと、日米金利差等を背景とした円安を追い風に輸出関連企業の業績が伸び、7月に日経平均株価が史上最高値となる42,000円台を記録しました。一方、8月には米ハイテク株の急落や円高の進行により、日経平均株価は過去最大の下落幅を記録しましたが、米FRBの利下げなどで次第に落ち着きを取り戻しました。年明け以降は、2025年4月から本格化するトランプ政権の貿易政策が世界景気を下押しさせるとの懸念が膨らみ、3年ぶりに年度末の終値が前年度末を下回りました。為替相場は、好調な米経済指標と日銀の緩和政策継続から7月に1ドル161円台まで円安が進行しました。その後、一旦は円高傾向となったものの、堅調に推移する米経済とトランプ大統領への期待から年末にかけて再び円安基調となりました。年明け以降は、米国の景気後退懸念と日銀の利上げ観測により円高が進行しました。

地元経済におきましては、サービス消費を中心とした個人消費や外国人観光客の増加などによるインバウンド需要が回復しました。また、企業においては、原材料やエネルギー価格の上昇でコスト高となる一方、価格転嫁による売り上げ増加もあり、全体としては緩やかに回復しました。

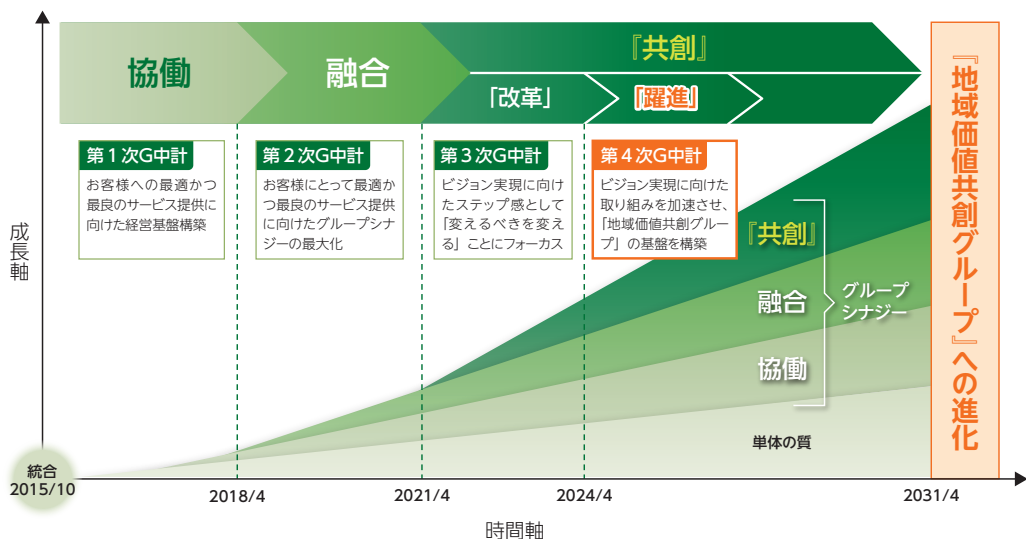
【当社グループの事業の経過及び成果】

当社は、2015年10月1日、肥後銀行と鹿児島銀行（以下、総称して「両行」といいます。）との経営統合に伴い、共同株式移転により設立いたしました。両行の地元を中心とした九州での存在感をさらに発揮できる盤石な経営基盤を確立することで、広域化した新たな地域密着型ビジネスモデルを創造し、地元との信頼関係をさらに強化するとともに経営の効率化を促進し、企業価値を高め、地域価値共創グループとして活力あふれる地域社会の実現に積極的に貢献してまいります。

【第4次グループ中期経営計画】

当社グループは、2015年10月の設立以来、「協働」ステージ、「融合」ステージと歩み、2021年4月には、総合金融グループから地域価値共創グループに進化する10年間の計画を掲げ、これを共創ステージと定めました。また、2024年4月からは、共創ステージの第1章「改革」に続く第2章として、第4次グループ中期経営計画「躍進」（計画期間：2024年4月1日～2027年3月31日）をスタートさせ、地域価値共創グループへの進化に向けて取り組んでおります。

1. 位置づけ



2. 概要

基本方針		地域価値共創グループ実現へ向けての躍進	
基本戦略	1. 未来を創る地域価値提供の取り組み加速		2. 地域経済の成長に向けたコア事業の強化
	戦略の柱	① 新たな事業への挑戦・事業領域の拡充	① 地域産業の成長支援強化
		② 地域・お客さま起点のソリューション提供	② ライフプランコンサルティングの深化
	3. 持続的成長に向けた強固な経営基盤の確立		
	戦略の柱	① 人的資本経営の実践による社員価値向上	
		② GX・DXにかかる先進的な取り組み	
		③ KFGビジネスモデルの変革	

3. 主な財務指標

指標項目	中計最終年度目標 (2026年度)	2024年度実績
①当期純利益	360億円	303億円
②コア業務純益	530億円	401億円
③顧客向けサービス業務利益	325億円	222億円
④O H R	61.0%	74.9%
⑤連単倍率（当期純利益）	1.03倍	1.04倍
⑥株主資本ROE	5.0%	4.5%
⑦自己資本比率	10.50%	11.67%
⑧R O R A	0.52%	0.52%
⑨P B R	0.88倍以上	0.48倍

第4次グループ中期経営計画の初年度となる2024年度において、当社グループが実施した主な施策は次のとおりです。

未来を創る地域価値提供の取り組み加速

<新たな事業への挑戦・事業領域の拡充>

従来の金融の枠組みを超えて地域産業振興にかかる課題解決に主体的に取り組むため、2023年4月に地域商社事業を営む当社子会社「株式会社九州みらいCreation」を設立し、開業2周年を迎えました。ECモール「よかもーる」では南九州の魅力的な逸品を幅広く取り扱い、取扱商材は2025年3月末で約700品、会員数は約32,000名と拡大しております。

2021年12月より取扱開始したスマートフォンアプリ「Hugmeg（ハグメグ）」は、自治体や地域企業との価値共創を実現する「地域のデジタルプラットフォーム」を目指し、金融機能に留まらず地域課題の解決や生活の質向上に繋がる機能を随時拡充しております。2025年3月末でのダウンロード数は約128,000件と多くのお客様にご利用いただいております。

また、肥後銀行では、フードロスや在庫ロスなど様々なロスの解消を目指すため、実証実験を経て、2025年2月より「地域のロス解消事業」を開始いたしました。ロスを地域で消費する新たなプラットフォーム「かせする」を構築し、2025年3月末時点で約11,000ユーザー、約90事業者にご参加いただいております。

<地域・お客様起点のソリューション提供>

多様化・高度化する事業ニーズに対して、グループ一体となり様々な課題解決支援を行っております。

肥後銀行では、株式会社日本M&Aセンターホールディングス、玉山ベンチャーキャピタルと3社共同出資により、M&A事業会社「九州M&Aアドバイザーズ株式会社」を設立し、2025年1月には福岡市のソフトウェア受託開発事業会社「マイクロコート株式会社」と東京都の東証グロース市場上場「株式会社BlueMeme」の資本業務提携を支援いたしました。

鹿児島銀行では、2023年11月に設立いたしました「株式会社かざん共創投資」において、九州地方で餃子の製造・販売を行う「ぎょうざの丸岡グループ」と資本業務提携を行いました。

また、九州FG証券では、株式上場を目指すお客様を支援する「IPO支援業務」の取り組みも強化しており、2024年5月に東京証券取引所「TOKYO PRO Market」のJ-Adviser資格、また2024年8月に福岡証券取引所「Fukuoka PRO Market」のF-Adviserの資格を取得いたしました。

地域経済の成長に向けたコア事業の強化

<地域産業の成長支援強化>

半導体受託生産世界最大手である台湾積体回路製造（TSMC）の日本初の生産拠点であるJASM熊本第1工場は2024年12月より量産を開始しました。また、第2工場も2025年内に建設着工を予定しており、2027年度末までの稼働開始を目指しています。

肥後銀行では、「電子デバイス関連産業プロジェクトチーム」を中心に、サプライチェーン参入機会の創出、台湾企業の進出支援や取引拡大支援、またビジネスマッチング提案力強化などに積極的に取り組んでいます。半導体関連産業への融資実績は2022年4月から2025年3月までの累計で約2,631億円、サプライチェーン参入支援企業数は2025年3月時点で11社となり、引き続き新生シリコンアイランド九州の実現に向け取り組んでまいります。

また、九州・沖縄・山口の地銀13行による「九州・沖縄地銀連携協定（愛称：Q-BASS）」は発足後1年が経過し、肥後銀行、鹿児島銀行も様々な活動を実施しております。2024年12月には台湾で「半導体セミナー」「日台半導体企業の個別商談会」「日台企業交流会」を他地銀とともに開催し、個別商談会では日本側から30社、台湾側から33社が参加し、商談件数は140件となりました。

<ライフプランコンサルティングの深化>

NISA（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充・恒久化、また物価高等による資産形成ニーズが高まる中、当社グループは肥後銀行、鹿児島銀行と九州FG証券が適切に連携し、お客様の資産形成支援に積極的に取り組んでおります。「株式会社九州みらいCreation」と連携したキャンペーンの展開、お客様の資産運用に役立つセミナーや資産運用フェアなどを実施しており、九州FG証券の預り資産残高は2025年3月時点で約3,800億円と1年間で約300億円増加いたしました。

また、高齢化社会を踏まえた相続・資産承継ニーズに対応するため、九州の地方銀行グループとしては初の取り組みとなる銀行本体での信託業務を2019年4月より開始しており、信託契約件数は年々増加しております。信託銀行との連携などによる信託業務の専門人材育成にも注力しております。

引き続きお客様の属性・ライフイベント等に応じたワンストップコンサルティング実践を通し、お客様の未来の資産の創造・承継に貢献してまいります。

持続的成長に向けた強固な経営基盤の確立

<価値共創を実現する人づくり>

地域価値共創グループへの進化に向け、金融に特化した基本的な育成はもとより、幅広い分野の専門性を高める研修や、グループ横断的な人材の配置、外部企業への派遣等を実施しております。

特徴的な施策としては、グループ全体を対象に地域の課題解決に繋がる新規事業立案に向けた研修プログラムを「学校法人先端教育機構 事業構想大学院大学」と連携して実施しております。また、デジタル分野においても、データサイエンティストを育成するために、プログラミングについてチームで協力しながら実践的に学習する「データコンペティション研修」を実施いたしました。

物価上昇等の経済環境への対応、従業員のエンゲージメント向上、優秀な人材の確保等を目的として、ベースアップを含む5%以上の賃金の引き上げを3年連続で実施しております。なお、初任給の引き上げについても3年連続で実施しております。

LGBTQを含む様々なマイノリティの方々の人権を尊重し、多様な家族のあり方に対応できる企業風土の醸成に努めております。その一環として、2025年4月より「パートナーシップ制度」を導入し、従業員の同性パートナーに法律婚による配偶者と同等の福利厚生や規程を一部適用可能としました。

KFGグループの従業員約5,500名を対象に実施しているエンゲージメント調査結果は、業界平均対比で良好なスコアとなっており、スコア良好店に関する情報の発信、スコア低位店への臨店支援、マネジメント層全員を対象とした研修の実施等を継続的に行っております。さらに、入社5年以内の若年層に対しては「個」に寄り添うことを目的に、結果を踏まえた個別フォローを実施しております。

<GXにかかる先進的取り組み>

当社グループは、気候変動や自然資本を含む環境問題への対応を重要課題として認識しております。地域社会の脱炭素化を積極的に推進するため、2023年3月に「KFGカーボンニュートラル宣言」を公表いたしました。また、2022年度よりファイナンスドエミッションの算定開示を始めました。これにより、投融資先に対する脱炭素化に向けた取り組みを進めております。その一環として、肥後銀行において開発したCO₂排出量算定システム「Zero-Carbon-System（通称：炭削くん）」を、お取引先をはじめとした地域企業への導入を進めております。2025年3月末の「炭削くん」の導入実績は4,128件と脱炭素経営の支援および地域への浸透が加速しております。

さらに、当社グループは、自然関連の財務情報を開示する枠組みの開発・提供を目指すイニシアチブ「TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）フォーラム」に参画し、事業を通じた自然資本・生物多様性への依存と影響、リスクと機会を認識し、2024年連結会計年度よりTNFDの提言に沿った透明性のある開示を行ってまいります。

＜DXにかかる先進的な取り組み＞

地域におけるキャッシュレスへの取り組みとして、熊本では「くまモンのＩＣカード」、鹿児島ではキャッシュレス決済アプリ「Payどん」の機能拡大を継続的に行っております。

肥後銀行では、非対面チャネルの機能拡充への取り組みとして、2024年3月の「肥後銀行アプリ」のサービス開始に続き、2025年5月末には「くまモンのＩＣカード」の機能を承継しつつ、より広範な決済に対応するスマートフォンアプリ「くまモン！Pay」をリリース予定です。バーチャルプリペイドカードによるタッチ決済、ＱＲコード決済・デジタル商品券等の機能サービスを予定しております。

鹿児島銀行では、鹿児島県内の各自治体や商店街、地域企業などと連携して「Payどん」によるデジタル地域振興券の発行事業を拡大しております。引き続き自治体と連携した子育て支援給付事業など、地域経済活性化に取り組んでまいります。また、2025年7月には、個人顧客向けに口座開設など実店舗同様の手続を可能とする新「かざんアプリ」の提供を予定しております。

さらに、営業店窓口におけるお客様の書類記入の負担軽減や、手続き時間、待ち時間短縮への取り組みとして、肥後銀行及び鹿児島銀行で「店頭タブレット」を導入しております。また、住宅ローンや事業性のお借入れにおいて、紙の契約書への記入や押印に代わりＰＤＦファイルへの電子署名により、契約手続きが完了する「電子契約サービス」を導入しております。お客様のパソコンやスマートフォンでお手続きが可能で営業時間外でも契約内容のご確認や電子署名を行うことができます。ペーパーレス化を進めることにより、生産性が大幅に向上しております。

加えて、業務効率化及び生産性向上を目的に生成ＡＩの導入も行っており、具体的には文章校正・添削、議事録作成、ソースコード作成、銀行業務にかかる事務手続きの問い合わせ等へ活用しております。今後は生産性の向上を図るとともに、適正なリスク対策を講じながら有効活用してまいります。

KFGビジネスモデルの変革

<統合と独自性>

第4次グループ中期経営計画では、グループとして統合する分野を明確化しております。

DX分野では、基幹系システムの統合に向け、プロジェクトチームを中心に議論を開始しており、「地域・お客様、ステークホルダーへの提供価値の向上」の観点から、次世代システムのあるべき姿を検討のうえ、2025年度中に具体案を策定することを予定しております。また、ガバナンス、人的資本の分野においても、機能集約や体制・枠組み等の統一を図ることで、効率性と専門性を追求してまいります。

グループとして統合する分野の明確化

ガバナンス

経営に関する制度・機構

- ◆指名・報酬諮問委員会の運営、役員報酬制度の設計

コンプライアンス

- ◆機能集約、運営体制見直し

金融制度対応

- ◆バーゼルⅢ、FD等

主計・広報

- ◆機能集約、運営体制見直し

DX

基幹系システム

- ◆基幹系システムの統合による業務の標準化

業務システム・融資システム・監査システム

- ◆各社が利用するシステムの一本化

人的資本

研修

- ◆階層別や女性役席など各社共通の研修を共同で開催

採用窓口

- ◆採用ポータルサイトを一本化

2024年度の決算について

当年度における当社グループの連結業績につきましては、次のとおりとなりました。

(総預金 (預金及び譲渡性預金))

総預金は、法人預金及び個人預金の増加等により、前年度末比1,260億円増加し10兆5,794億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、法人向け及び個人向け貸出の増加等により、前年度末比2,154億円増加し9兆424億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、国内債券等の減少等により、前年度末比1,395億円減少し1兆8,644億円となりました。

(損益状況)

連結経常収益は、資金運用収益及びその他業務収益の増加等により、前年度比287億40百万円増加し2,512億92百万円となりました。連結経常利益は前年度比45億53百万円増加し429億91百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比39億73百万円増加し303億68百万円となりました。

当年度の期末配当につきましては、1株あたり12円とすることといたしました。

(ご参考) 当社グループの業績概況

▶ 預金及び譲渡性預金

10兆5,794億円

(前年度末比 1,260億円増加)

▶ 貸出金

9兆424億円

(前年度末比 2,154億円増加)

▶ 経常利益

429億91百万円

(前年度比 45億 53百万円増加)

▶ 親会社株主に帰属する当期純利益

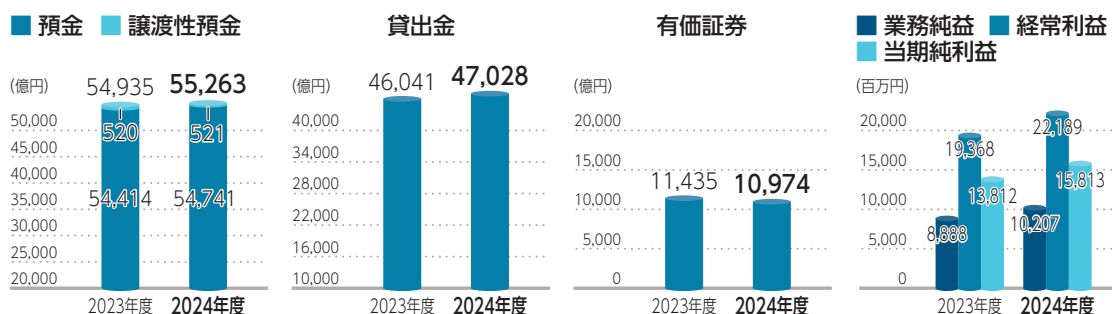
303億68百万円

(前年度比 39億 73百万円増加)

(肥後銀行単体の主要勘定の期末残高及び経営成績)

主要勘定の期末残高は、総預金（預金及び譲渡性預金）が法人預金及び個人預金の増加等により、前年度末比327億円増加し5兆5,263億円、貸出金が法人及び個人向け貸出の増加等により、前年度末比987億円増加し4兆7,028億円、有価証券が国内債券の減少等により、前年度末比461億円減少し1兆974億円となりました。

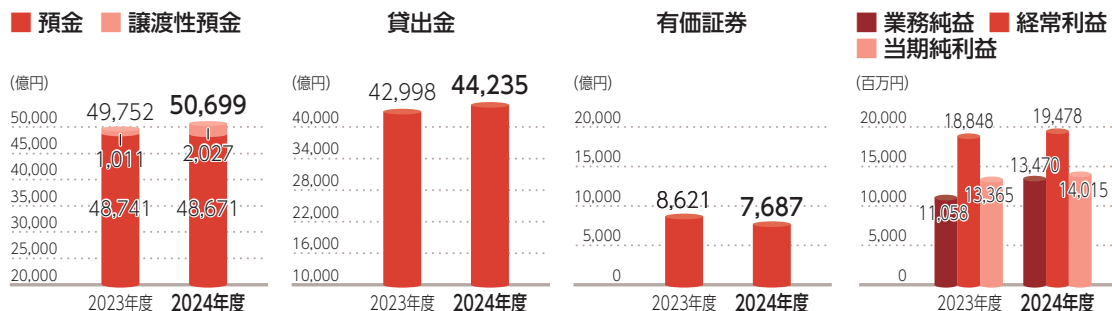
また、業務純益は前年度比13億18百万円増加し102億7百万円、経常利益は前年度比28億20百万円増加し221億89百万円、当期純利益は前年度比20億1百万円増加し158億13百万円となりました。



(鹿児島銀行単体の主要勘定の期末残高及び経営成績)

主要勘定の期末残高は、総預金（預金及び譲渡性預金）が個人預金及び公共預金の増加等により、前年度末比946億円増加し5兆699億円、貸出金が法人及び個人向け貸出の増加等により、前年度末比1,236億円増加し4兆4,235億円、有価証券が国債等の減少により、前年度末比933億円減少し7,687億円となりました。

また、業務純益は前年度比24億11百万円増加し134億70百万円、経常利益は前年度比6億30百万円増加し194億78百万円、当期純利益は前年度比6億49百万円増加し140億15百万円となりました。



【経営環境及び対処すべき課題】

当社グループの地元である中・南九州においては、恒常的に生産年齢人口が首都圏・都市圏へ流出しており、少子高齢化の加速、市場規模の縮小など、構造的な問題を抱えております。一方で、半導体受託生産世界最大手であるT S M Cの熊本進出が、九州各地の経済に与えるインパクトは大きく、地域経済へプラスに寄与することが期待されております。

金融業界においては、今後見込まれる金利上昇局面への対応や他の金融機関等との競合などに加え、D XやS D G sといった多様化するお客様の課題やニーズへの対応も求められております。このような経営環境の中、当社グループは、「その地域にどのような地銀があるかによって、その地域の未来が変わる」との考えのもと、新たな事業への挑戦や事業領域の拡充を通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献していくことが、役割であり使命であると認識しております。引き続き、「地域価値共創グループ」への進化に向け、グループ一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様方には、今後とも当社グループに対するなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 当社グループ及び当社の財産及び損益の状況

イ. 当社グループの財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	187,630	214,368	222,551	251,292
経常利益	24,656	35,597	38,438	42,991
親会社株主に帰属する当期純利益	16,655	24,668	26,394	30,368
包括利益	△2,545	△14,029	71,869	△5,497
純資産額	671,480	652,248	717,615	704,002
総資産	14,169,219	13,181,457	13,521,248	13,277,647

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
営業収益	9,533	9,711	10,012	11,263
受取配当金	7,072	7,435	7,496	8,801
銀行業を営む子会社	7,072	7,435	7,496	8,801
その他の子会社	－	－	－	－
当期純利益	6,981	7,228	7,359	8,420
1株当たり当期純利益	円 銭 15 95	円 銭 16 70	円 銭 17 01	円 銭 19 46
総資産	469,020	468,174	467,036	466,645
銀行業を営む子会社株式等	447,444	447,443	447,443	447,443
その他の子会社株式等	3,014	3,014	3,314	3,014

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 当社グループの使用人の状況

	当年度末		
	銀行業	リース業	その他の事業
使用人数	4,007人	116人	547人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

(4) 当社グループの主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

株式会社肥後銀行

① 営業所等

	当年度末	
	店	うち出張所
熊本県	112	(4)
鹿児島県	1	(-)
宮崎県	1	(-)
福岡県	6	(1)
大分県	1	(-)
長崎県	1	(-)
東京都	1	(-)
大阪府	1	(-)
合 計	124	(5)

(注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を2か所、店舗外現金自動設備を138か所設置しております。

② 当年度新設営業所等

2025年2月17日付でみよしスマート支店を開設いたしました。

③ 株式会社肥後銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

株式会社鹿児島銀行

① 営業所等

	当年度末	
	店	うち出張所
鹿児島県	136	(36)
熊本県	1	(-)
宮崎県	9	(-)
福岡県	1	(-)
沖縄県	2	(-)
東京都	1	(-)
大阪府	1	(-)
合 計	151	(36)

(注) 1. 代理店の移転統合に伴い、代理店全18か店を出張所に変更しております。

2. 上記のほか、当年度末において事務所を3か所、駐在員事務所を2か所、店舗外現金自動設備を359か所設置しております。

② 当年度新設営業所等

該当事項はありません。

③ 株式会社鹿児島銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ロ. リース業及びその他の事業

株式会社九州フィナンシャルグループ

営業所等	所在地
本社ビル	熊本県熊本市
福岡ビル	福岡県福岡市

上記以外のリース業及びその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況、ロ. 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 当社グループの設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
設備投資の総額	9,555	67	1,102	10,725

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(新設等)

(単位：百万円)

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社肥後銀行	統合バンキングアプリ対応	561
		肥銀クラウドサービスシステム一部更改	209
	株式会社鹿児島銀行	勘定系システムの基盤更改	753
		新日本銀行券改刷に伴う機器対応	431
		都城支店新築	344
		指宿支店新築	231

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度において重要な設備の処分及び除却はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
株式会社肥後銀行	熊本市中央区練兵町 1番地	銀行業	百万円 18,128	% 100.0
株式会社鹿児島銀行	鹿児島市金生町 6番6号	銀行業	百万円 18,130	% 100.0
九州F G証券株式会社	熊本市西区春日 1丁目12番3号	金融商品取引業務	百万円 3,000	% 100.0
九州デジタルソリューションズ 株式会社	熊本市西区春日 1丁目12番3号	D Xソリューション及び収納 代行サービス	百万円 20	% 100.0
株式会社九州みらいCreation	熊本市西区春日 1丁目12番3号	E Cモール事業、海外ビジネ ス支援事業	百万円 200	% 100.0
九州会計サービス株式会社	鹿児島市泉町3番3号	連結子会社の経理・決算業務 及び連結決算業務	百万円 20	% 100.0
肥銀リース株式会社	熊本市中央区国府 1丁目20番1号	リース業務・貸付業務	百万円 50	% (100.0)
J R九州F Gリース株式会社	福岡市博多区博多駅前 2丁目19番22号	リース業務・貸付業務・信用 保証業務	百万円 400	% (90.0)
鹿児島リース株式会社	鹿児島市泉町3番3号	リース業務・貸付業務	百万円 66	% (100.0)
肥銀カード株式会社	熊本市中央区上通町 10番1号	クレジットカード業務・ 信用保証業務等	百万円 100	% (100.0)
九州みらいインベストメンツ 株式会社	熊本市西区春日 1丁目12番3号	投資助言業	百万円 300	% (100.0)
九州M & Aアドバイザーズ株式会社	福岡市博多区博多駅前 2丁目19番22号	M&A仲介・FA事業	百万円 200	% (60.0)
肥銀キャピタル株式会社	熊本市中央区下通 1丁目9番9号	有価証券の取得・保有・ 売却業務及び企業診断業務	百万円 100	% (100.0)
肥銀ビジネスサポート株式会社	熊本市北区大窪 1丁目1番26号	文書等の整理集配送 及び物品管理業務	百万円 30	% (100.0)
肥銀ビジネス教育株式会社	熊本市西区春日 1丁目12番3号	教育・研修業務	百万円 30	% (100.0)
肥銀オフィスビジネス株式会社	熊本市西区二本木 5丁目1番8号	事務受託業務 有料職業紹介業務	百万円 20	% (100.0)
株式会社K S エナジー	熊本市中央区紺屋町 1丁目13番5号	再生可能エネルギーの発電・ 供給事業	百万円 100	% (100.0)
株式会社鹿児島カード	鹿児島市泉町3番3号	クレジットカード業務・ 信用保証業務等	百万円 50	% (100.0)
鹿児島保証サービス株式会社	鹿児島市泉町3番3号	信用保証業務	百万円 20	% (100.0)
株式会社九州経済研究所	鹿児島市泉町3番3号	金融・経済の調査・研究 経営相談業務等	百万円 20	% (100.0)
かざんオフィスビジネス株式会社	鹿児島市泉町3番3号	担保評価業務及び 労働者派遣業務等	百万円 30	% (100.0)
株式会社かざん共創投資	鹿児島市金生町 6番6号	投資事業有限責任組合の 財産の運営・管理業務	百万円 25	% (100.0)

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は間接議決権比率であります。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
4. かざん代理店株式会社は、2024年3月31日に解散し、2024年7月23日で清算完了となっております。
5. 九州M&Aアドバイザーズ株式会社は、2024年4月1日に設立し、当年度より子会社としております。
6. 2025年4月1日付で当社の連結子会社である株式会社肥後銀行にて「株式会社地方総研」を設立しております。

(7) 重要な業務提携の概況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先

該当事項はありません。

(9) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2024年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
郡 山 明 久	取締役会長	株式会社鹿児島銀行 取締役頭取	－
笠 原 慶 久	取締役社長	株式会社肥後銀行 取締役頭取	－
江 藤 英 一	取締役専務執行役員 (経営企画部、広報・ＩＲ部、 人事・総務部)	九州ＦＧ証券株式会社 取締役 九州デジタルソリューションズ株式会社 取締役 株式会社九州みらいCreation 取締役 九州会計サービス株式会社 取締役	－
赤 塚 典 久	取締役専務執行役員 (事業戦略部、デジタルイノベーシ ョン部)	九州ＦＧ証券株式会社 取締役 九州デジタルソリューションズ株式会社 取締役 株式会社九州みらいCreation 取締役	－
松 前 邦 昭	取締役常務執行役員 (ＣＲ統括部)	株式会社鹿児島銀行 常務取締役	－
多 田 理一郎	取締役常務執行役員 (監査部)	株式会社肥後銀行 取締役常務執行役員 株式会社鹿児島銀行 常務取締役	－
上 村 基 宏	取締役	株式会社鹿児島銀行 取締役会長	－
渡 辺 捷 昭	取締役 (社外取締役)	住友電気工業株式会社 取締役	－
根 本 祐 二	取締役 (社外取締役)	東洋大学 教授	－
田 辺 雄 一	取締役 (監査等委員) (常勤)	株式会社肥後銀行 取締役 (監査等委員) 九州デジタルソリューションズ株式会社 監査役	－
北ノ園 雅 英	取締役 (監査等委員) (非常勤)	株式会社鹿児島銀行 取締役 (監査等委員) 株式会社九州みらいCreation 監査役 九州会計サービス株式会社 監査役	－
田 中 克 郎	取締役 (監査等委員) (社外取締役・非常勤)	ＴＭＩ 総合法律事務所 代表パートナー弁護士	－
田 島 優 子	取締役 (監査等委員) (社外取締役・非常勤)	さわやか法律事務所 パートナー弁護士 株式会社千葉銀行 取締役	－
鈴 木 伸 弥	取締役 (監査等委員) (社外取締役・非常勤)	明治安田生命保険相互会社 特別顧問	－

- (注) １．取締役の渡辺捷昭氏、根本祐二氏、田中克郎氏、田島優子氏、鈴木伸弥氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、上場している証券取引所に届け出ております。
- ２．松山澄寛氏及び甲斐隆博氏は、2024年6月17日開催の第9期定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しております。
- ３．江藤英一氏は、2025年3月31日付で当社の専務執行役員、九州ＦＧ証券株式会社取締役、九州デジタルソリューションズ株式会社取締役、株式会社九州みらいCreation取締役、九州会計サービス株式会社取締役を退任しております。
- ４．赤塚典久氏は、2025年3月31日付で当社の専務執行役員、九州ＦＧ証券株式会社取締役、九州デジタルソリュー

シヨンス株式会社取締役、株式会社九州みらいCreation取締役を退任しております。

5. 松前邦昭氏は、2025年3月31日付で当社の常務執行役員及び株式会社鹿児島銀行常務取締役を退任しております。
6. 多田理一郎氏は、2025年3月31日付で株式会社肥後銀行取締役常務執行役員及び鹿児島銀行常務取締役を退任しております。また、2025年4月1日付で、当社の取締役専務執行役員に昇任し、併せて九州FG証券株式会社取締役、九州デジタルソリューションズ株式会社取締役、株式会社九州みらいCreation取締役に就任しております。
7. 田辺雄一氏は、2025年3月31日付で株式会社肥後銀行取締役及び九州デジタルソリューションズ株式会社監査役を退任しております。また2025年4月1日付で、当社の非常勤の取締役（監査等委員）となっております。
8. 北ノ園雅英氏は、株式会社鹿児島銀行において、審査部企業サポート室長、執行役員医業支援部長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、2025年4月1日付で、当社の常勤の取締役（監査等委員）となっております。
9. 田島優子氏は、2024年6月19日付で東京海上日動あんしん生命保険株式会社の監査役を退任しております。
10. 鈴木伸弥氏は、2024年6月21日付で株式会社ほくほくフィナンシャルグループ取締役監査等委員を退任しております。
11. 当社は常勤の監査等委員を1名選定しております。その理由は、金融実務に精通している者が、重要な会議等への出席及び会計監査人や内部監査部門との十分な連携等により得られた情報を監査等委員会で共有することを通じて、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2023年5月11日の取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりです。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて、健全なインセンティブとして十分に機能するような体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、監査等委員以外取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての決算一時金、中長期的な企業価値向上との連動性のある株式報酬により構成し、それ以外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみといたします。

当社の監査等委員以外取締役の報酬は、株主総会決議で定められた報酬限度額の範囲内で、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会に諮問したうえで、取締役会において決定いたします。

②基本報酬に関する事項

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責に応じて総合的に勘案し、決定いたします。

③業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を決算一時金として毎年、一定の時期に支給いたします。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行います。

なお、2024年度における業績連動報酬（決算一時金）の支給テーブルは以下のとおりです。

連結当期純利益額	報酬枠
400億円以上	84百万円
360億円以上400億円未満	78百万円
320億円以上360億円未満	72百万円
280億円以上320億円未満	66百万円
240億円以上280億円未満	60百万円
200億円以上240億円未満	54百万円
160億円以上200億円未満	48百万円
120億円以上160億円未満	42百万円
80億円以上120億円未満	36百万円
80億円未満	—

④非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上と連動性のある報酬構成とするために株式報酬とし、役員株式給付規程に基づき役位等を勘案して定まるポイントを毎年、一定の時期に付与、取締役の退任時に付与した累計ポイントに相当する自社株式の給付を行います。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、自社株式の給付に代えて、自社株式の時価相当の金銭給付を行います。

⑤報酬の支給割合

監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く）の報酬の支給割合は役位を基に役割や責任、業績評価に基づいて設定しておりますが、概ね基本報酬が75%、決算一時金が15%、株式報酬が10%としております。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員以外の取締役の年度報酬は、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて毎年度決定しており、監査等委員以外の取締役に対する個人別報酬額については、取締役会にて決定された年度報酬額を限度に、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ代表取締役社長笠原慶久が決定しております。その具体的内容は、各監査等委員以外の取締役、執行役員の基本報酬及び各監査等委員以外の取締役、執行役員の担当業務の実績に基づいた業績連動報酬（決算一時金）の評価配分であります。これらの権限を委任した理由は、当社の業績を全体的に把握しかつ各監査等委員以外の取

締役、執行役員の評価を実施するのは代表取締役社長が最も適しているからであります。なお、株式報酬制度は、取締役会で制定する役員株式給付規程に基づき、取締役個人に対する給付株式数を決定しております。また、監査等委員である取締役の個人別報酬額の決定については、「監査等委員会規程」によります。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会における取締役の報酬等の決議内容は以下のとおりです。

- ・ 監査等委員以外取締役の報酬額は2021年6月18日開催の第6期定時株主総会において、年額総額300百万円以内（うち社外取締役分は36百万円以内）と決議いただいております。
- ・ 上記限度額の別枠として2023年6月16日開催の第8期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役、それ以外取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除きます。）の株式報酬は1事業年度あたりに付与するポイント数（1ポイント＝当社株式1株）の上限を120,000ポイントとして決議いただいております。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬額は2021年6月18日開催の第6期定時株主総会において、年額総額120百万円以内と決議いただいております。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員以外取締役の員数は9名（うち社外の監査等委員以外取締役2名）、監査等委員である取締役の員数は5名です。

ハ. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の内訳		
			固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	11人	203	145	28	28
取締役 (監査等委員)	5人	36	36	—	—
計	16人	239	181	28	28

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には2024年6月17日開催の第9期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬はございません。
4. 当社の業績連動報酬は連結当期純利益額の水準に応じて報酬枠を決定しております。当事業年度における連結当期純利益額は36ページ（2）イ 当社グループの財産及び損益の状況の「親会社株主に帰属する当期純利益」に記載のとおりです。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
渡 辺 捷 昭 (社外取締役)	会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
根 本 祐 二 (社外取締役)	
田 中 克 郎 (社外取締役（監査等委員）)	
田 島 優 子 (社外取締役（監査等委員）)	
鈴 木 伸 弥 (社外取締役（監査等委員）)	

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

イ. 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社は、監査等委員以外の取締役、監査等委員である取締役、執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、2025年6月1日付で更新予定です。

ロ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2024年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
渡 辺 捷 昭 (取締役)	住友電気工業株式会社 取締役
根 本 祐 二 (取締役)	東洋大学 教授
田 中 克 郎 (取締役(監査等委員))	T M I 総合法律事務所 代表パートナー弁護士
田 島 優 子 (取締役(監査等委員))	さわやか法律事務所 パートナー弁護士 株式会社千葉銀行 取締役
鈴 木 伸 弥 (取締役(監査等委員))	明治安田生命保険相互会社 特別顧問

(注) 当社と上記社外役員の兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
渡 辺 捷 昭 (取 締 役)	9年6か月	当事業年度に開催した取締役会 12回中11回出席	大手製造業の経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただいております。また、取締役会において、経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を踏まえ、適宜助言をいただいております。
根 本 祐 二 (取 締 役)	6年10か月	当事業年度に開催した取締役会 12回中12回出席	大学教授として地域政策に携わっており、公共政策、都市開発、地域開発の専門家としての豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただいております。また、取締役会において、大学教授としての専門的見地から、適宜助言をいただいております。
田 中 克 郎 (取締役(監査等委員))	9年6か月	当事業年度に開催した取締役会 12回中12回出席 当事業年度に開催した監査等委員 会13回中13回出席	弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査を実施していただいております。また、取締役会、監査等委員会において、弁護士としての専門的見地から、適宜助言をいただいております。
田 島 優 子 (取締役(監査等委員))	9年6か月	当事業年度に開催した取締役会 12回中12回出席 当事業年度に開催した監査等委員 会13回中13回出席	検察官、弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査を実施していただいております。また、取締役会、監査等委員会において、弁護士としての専門的見地から、適宜助言をいただいております。
鈴 木 伸 弥 (取締役(監査等委員))	1年10か月	当事業年度に開催した取締役会 12回中12回出席 当事業年度に開催した監査等委員 会13回中13回出席	大手金融機関の経営者並びに地方銀行の監査等委員として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査を実施していただいております。また、取締役会、監査等委員会において経営者並びに地方銀行の監査等委員として培われた豊富な経験と幅広い見識を踏まえ、適宜助言をいただいております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	36	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 1,000,000千株

発行済株式の総数 463,375千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 44,321名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	49,420千株	11.40%
一般財団法人岩崎育英文化財団	20,936	4.83
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	19,946	4.60
明治安田生命保険相互会社	18,568	4.28
九州フィナンシャルグループ従業員持株会	12,715	2.93
株式会社福岡銀行	12,620	2.91
宝興業株式会社	9,088	2.09
岩崎産業株式会社	7,616	1.75
株式会社宮崎銀行	6,212	1.43
日本生命保険相互会社	5,889	1.35

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式を29,965千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 平木 達也 指定有限責任社員 荒牧 秀樹	40	(報酬等について監査等委員会が同意した理由) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、監査品質及び監査報酬額の算出根拠などについて、当監査等委員会で検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は172百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できない場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

<業務の適正を確保するための内容の概要>

経営の基本方針であるグループ理念体系の趣旨に則り、当社グループの業務の適正を確保するための体制構築を経営の最重要課題の一つとして位置付け、以下の11項目で構成する「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。

(1) 当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、当社グループの「コンプライアンス基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人に対しコンプライアンスの周知徹底を図っております。
- ② 当社は、当社グループのコンプライアンス統括部署としてのC R統括部とグループ全体のコンプライアンスに係る重要な事項を協議するための委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備しております。
- ③ 当社は、当社グループの「反社会的勢力への対応基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備しております。
- ④ 当社は、当社グループの「顧客保護等管理基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人が顧客の利益を保護し、利便性の向上を図るための体制を整備しております。
- ⑤ 当社は、当社グループの「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、法令等違反行為や不正行為等に関する通報・相談窓口を設置し、適切な措置を講じる体制を整備しております。
- ⑥ 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、当社及びグループ内会社の法令等遵守体制及び顧客保護等管理体制の適切性・有効性について検証しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理に関する規則を別途定め、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する体制を整備しております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、当社グループの「リスク管理基本方針」を定め、当社及びグループ内会社が連携し、グループが抱えるあらゆるリスクを適切に管理するための体制を整備しております。
- ② 当社は、当社グループのリスク管理統括部署としてのＣＲ統括部とグループ全体のリスク管理に係る重要な事項を協議する委員会を設置し、リスク管理体制を整備しております。
- ③ 当社は、当社グループの「業務継続基本方針」を定め、危機発生時において速やかに当社及びグループ内会社の業務の継続、通常機能の早期復旧を図るための体制を整備しております。
- ④ 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、当社グループのリスク管理体制の適切性・有効性について検証しております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規程」に、取締役会の組織・運営に係る基本的事項を定めるとともに、取締役会が委任する事項を審議・決定するグループ経営執行会議、各種委員会を設置し、「グループ経営執行会議規程」、各種委員会要綱に基づき、グループ経営が効率的かつ適切に行われる経営管理体制を整備しております。
- ② 当社は、「組織分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、組織・業務・権限について明確に定め、取締役の職務の執行が迅速かつ効率的に行われる体制を整備しております。

(5) 当社並びにグループ内会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- ① 当社は、「グループ経営管理規程」を定め、グループ内会社の経営の自主性を尊重しつつ、グループ内会社の経営が適切に行われるように指導・管理するためのグループ経営管理体制を整備しております。
- ② 当社は、グループ内会社の意思決定及び業務執行に関し、重要な事項については定期的に又は必要に応じ随時、当社に対し協議又は報告を行うことを「子会社との協議・報告事項に関する規則」に定め、グループ内会社における取締役及び執行役員の職務の執行が効率的かつ適切に行われる体制を整備しております。
- ③ 当社は、グループ内会社の運営を管理する部署として経営企画部を設置し「組織分掌規程」に基づき、グループ内会社の事業計画に係る支援・指導及び推進の統括を行っております。
- ④ 当社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性・信頼性を確保するため、当社グループの「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制体制を整備しております。
- ⑤ 当社は、「グループ内取引等に係る基本方針」及び「グループ内の業務提携等に係る基本方針」を定め、グループ内取引等が、法令等に則り適切に行われる体制を整備しております。
- ⑥ 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、グループ内取引等管理体制の適切性・有効性について検証しております。

(6) 監査等委員会及び監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する部署として監査等委員会室を設置し、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助するために必要な専任及び兼任の使用人を、適切に監査等委員会室に配置しております。

(7) 前項の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人を監査等委員会及び監査等委員の指揮命令下に置くものとしております。
- ② 当社は、「監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助する使用人に関する規則」を定め、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する使用人の任命・人事考課・人事異動・懲戒処分等については、あらかじめ監査等委員会及び監査等委員に意見を求め、これを尊重するものとしております。

(8) 当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社は、当社グループの「監査等委員会への報告規程」を制定し、当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人が、当社又はグループ内会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに当社の監査等委員会に報告する体制を整備しております。
- ② 当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人は、当社グループの「監査等委員会への報告規程」に基づき、定期的に又は必要に応じ随時、業務執行に係る重要な事項等について当社の監査等委員会に報告を行うとともに、監査等委員会から報告を求められたときには適切に対応しております。また、業務執行に係る重要な事項等について、当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人から報告を受けた場合は、その報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告を行っております。
- ③ 当社は、当社グループの「コンプライアンス・ホットライン規程」に基づき、当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人が、法令等違反行為、不正行為等を発見し、通報等を行う必要がある場合は、当社の監査等委員会に直接報告することができる体制を整備しております。また、C R 統括部は、当社グループの内部通報の状況について、速やかに当社の監査等委員会に報告しております。

(9) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの「監査等委員会への報告規程」及び「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、当社の監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し不利益な取扱いを行うことを禁止しております。

(10) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、「取締役会規程」、「グループ経営執行会議規程」、各種委員会要綱に基づき、取締役会・グループ経営執行会議・各種委員会等に参加し、意見を述べることができます。
- ② 監査等委員以外の取締役は、定期的に又は必要に応じ随時、監査等委員と意見交換を行い、適切な意思疎通を図っております。
- ③ 当社又はグループ内会社の監査部は、監査結果について監査等委員会に定期的に報告するとともに、監査等委員会室と適切に連携し、監査等委員会監査が実効的に行われる体制を確保しております。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

(1) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月又は必要に応じ随時開催しております。当事業年度は12回開催し、法令及び定款に定める事項のほか、当社グループの重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会から委任された事項及びグループ経営に関する重要な事項を審議するグループ経営執行会議を22回開催し、取締役の職務の執行が迅速かつ効率的に行われる体制を確保しております。

(2) コンプライアンス・リスク管理体制

当社は、コンプライアンスの統括部署としてC R統括部を設置し、C R統括部担当役員が、当社グループのコンプライアンスに係る事項を統括するとともに、コンプライアンス・顧客保護等委員会を3か月ごとに開催し、当社グループのコンプライアンス管理の状況、反社会的勢力に対する管理状況等について報告・協議を行い、コンプライアンス体制の整備・充実を図っております。

また、当社は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、当社及びグループ内会社が連携し、リスク管理の強化に取り組んでおります。リスク管理の統括部署としてC R統括部を設置し、C R統括部担当役員が、当社グループのリスク管理に係る事項を統括するとともに、リスク管理委員会を3か月ごとに開催し、当社グループの信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクの状況等について報告・協議を行い、当社グループにおけるリスクを適切にコントロールする体制を構築しております。

(3) 内部監査の実施

当社では、内部監査計画に基づき、監査部が内部管理態勢の適切性・有効性について検証し、問題点の改善提言を行っております。また、当社グループの内部監査結果を通じて把握した問題点は、グループ経営執行会議、取締役会に報告を行っております。

(4) 監査等委員である取締役の職務執行

監査等委員である取締役は、取締役会及び重要な会議等への出席、業務執行に関する重要な書類の閲覧、取締役、執行役員及びその他使用人からの報告又は説明等を通じて、監査の実効性の確保を図っております。また、当事業年度は監査等委員会を13回開催し、監査に関する重要な事項について決議、協議、報告を行っております。

＜ご参考＞コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、グループ理念体系としてパーパス・ビジョン・バリューを定め、その実現に向け、法令等を遵守し、適切な経営の意思決定と業務執行を図るとともに、経営の透明性、公開性及び健全性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

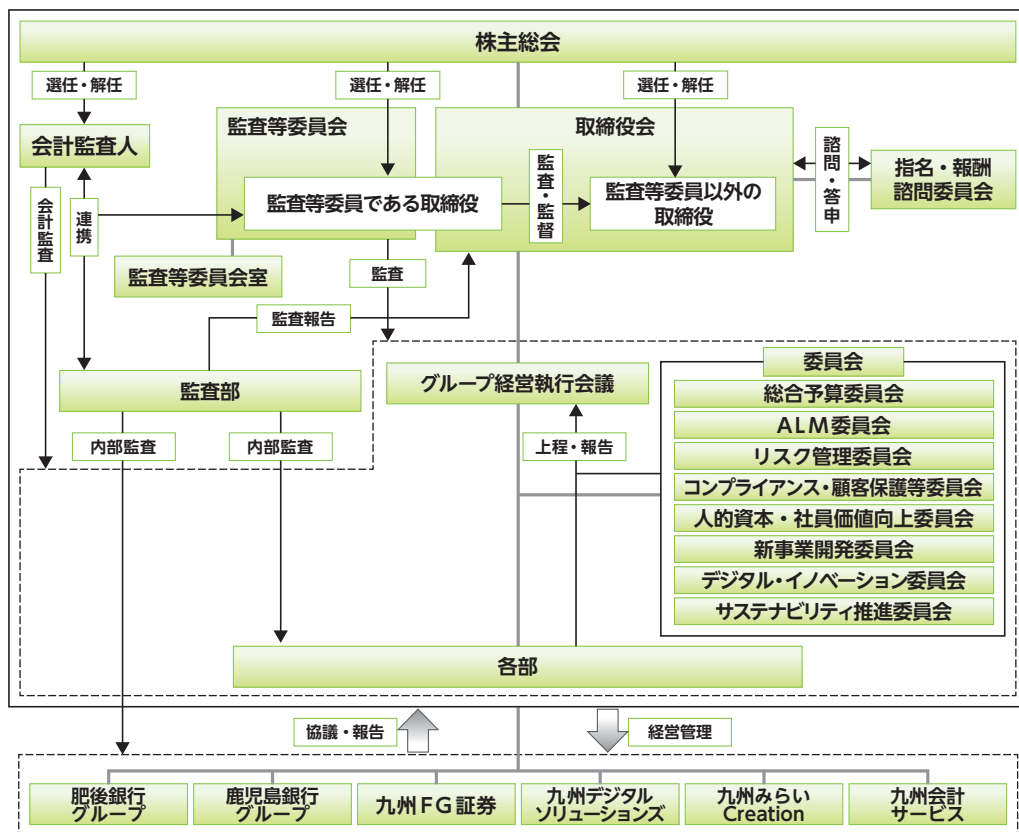
なお、当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。この「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を当社グループの役職員が共有し、その趣旨を十分に理解し、実践してまいります。

(2) 企業統治の体制の概要

企業統治システムに関する以下の基本的な考え方のもと、当社は、取締役14名（うち社外取締役5名）にて組織する取締役会において中長期的な経営戦略の議論をますます充実等させるべく、権限委譲による意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高めることが、コーポレート・ガバナンスの強化を図るうえで適切であると判断し、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。

＜企業統治システムに関する基本的な考え方＞

1. 監督と執行を明確化し、取締役会が取締役の職務執行の監督に専念できる環境を整備することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保する。
2. 取締役会は、法令及び定款に定める事項並びに経営に係る方針、戦略、計画等の重要な業務執行事項以外の個別の業務執行の決定については、経営陣幹部に最大限委任する。
3. 当社は、経営陣幹部による迅速、果敢な意思決定を支援するため、グループ経営執行会議や各種委員会など任意の機関を設置し、かつ活用することにより、機動的な業務執行を実現するとともに、コーポレート・ガバナンスの充実を図る。
4. 当社は、複数の社外役員による客観的視点を最大限活用することにより、当社経営に係る意思決定プロセスの透明性、公正性を担保する。



9 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社肥後銀行	熊本市中央区練兵町 1 番地	249,011百万円	466,645百万円
株式会社鹿児島銀行	鹿児島市金生町 6 番 6 号	198,431百万円	

10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、安定配当金12円を維持しつつ、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%を目安とし、業績に応じて弾力的に株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としており、定款の定めにより、配当の決定機関は中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

12 その他

該当事項はありません。

連結計算書類

第10期末 (2025年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,890,214	預金	10,327,210
買入金銭債権	11,837	譲渡性預金	252,201
特定取引資産	26	売現先勘定	212,027
金銭の信託	29,386	債券貸借取引受入担保金	296,155
有価証券	1,864,410	借入金	1,254,283
貸出金	9,042,461	外国為替	594
外国為替	16,679	信託勘定借	24,641
リース債権及びリース投資資産	69,594	その他負債	160,697
その他資産	225,203	退職給付に係る負債	2,085
有形固定資産	108,740	役員株式給付引当金	307
建物	47,196	睡眠預金払戻損失引当金	634
土地	48,458	偶発損失引当金	742
建設仮勘定	729	特別法上の引当金	0
その他の有形固定資産	12,356	繰延税金負債	379
無形固定資産	17,278	再評価に係る繰延税金負債	3,849
ソフトウェア	16,521	支払承諾	37,834
その他の無形固定資産	756	負債の部合計	12,573,645
退職給付に係る資産	28,036	(純資産の部)	
繰延税金資産	8,971	資本金	36,000
支払承諾見返	37,834	資本剰余金	200,737
貸倒引当金	△73,027	利益剰余金	461,424
資産の部合計	13,277,647	自己株式	△13,936
		株主資本合計	684,225
		その他有価証券評価差額金	△62,137
		繰延ヘッジ損益	69,135
		土地再評価差額金	6,056
		退職給付に係る調整累計額	6,461
		その他の包括利益累計額合計	19,516
		非支配株主持分	259
		純資産の部合計	704,002
		負債及び純資産の部合計	13,277,647

第10期

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		251,292
資金運用収益	135,252	
貸出金利息	85,668	
有価証券利息配当金	36,394	
コールローン利息及び買入手形利息	405	
預け金利息	10	
その他の受入利息	12,773	
信託報酬	206	
役務取引等収益	28,395	
特定取引収益	157	
その他業務収益	67,800	
その他経常収益	19,479	
償却債権取立益	15	
その他の経常収益	19,464	
経常費用		208,300
資金調達費用	31,551	
預金利息	6,287	
譲渡性預金利息	410	
コールマネー利息及び売渡手形利息	7	
売現先利息	9,696	
債券貸借取引支払利息	12,684	
借入金利息	2,237	
その他の支払利息	227	
役務取引等費用	11,123	
その他業務費用	81,535	
営業経費	79,584	
その他経常費用	4,505	
貸倒引当金繰入額	1,587	
その他の経常費用	2,918	
経常利益		42,991
特別利益		26
固定資産処分益	26	
その他の特別利益	0	
特別損失		237
固定資産処分損	209	
減損損失	28	
税金等調整前当期純利益		42,780
法人税、住民税及び事業税	11,175	
法人税等調整額	1,249	
法人税等合計		12,424
当期純利益		30,355
非支配株主に帰属する当期純利益		△12
親会社株主に帰属する当期純利益		30,368

第10期

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	36,000	200,658	438,824	△13,959	661,523
当 期 変 動 額					
連結子会社株式の取得 による持分の増減		78			78
剰 余 金 の 配 当			△7,801		△7,801
親会社株主に帰属する当期純利益			30,368		30,368
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		0		24	24
土地再評価差額金の取崩			33		33
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	78	22,600	23	22,702
当 期 末 残 高	36,000	200,737	461,424	△13,936	684,225

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△31,755	74,773	6,211	6,174	55,403	688	717,615
当 期 変 動 額							
連結子会社株式の取得 による持分の増減							78
剰 余 金 の 配 当							△7,801
親会社株主に帰属する当期純利益							30,368
自 己 株 式 の 取 得							△1
自 己 株 式 の 処 分							24
土地再評価差額金の取崩							33
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△30,382	△5,637	△154	287	△35,886	△429	△36,315
当 期 変 動 額 合 計	△30,382	△5,637	△154	287	△35,886	△429	△13,613
当 期 末 残 高	△62,137	69,135	6,056	6,461	19,516	259	704,002

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等
- 株式会社肥後銀行
 - 株式会社鹿児島銀行
 - 九州F G証券株式会社
 - 九州デジタルソリューションズ株式会社
 - 株式会社九州みらいC r e a t i o n
 - 九州会計サービス株式会社
 - 肥銀リース株式会社
 - J R九州F Gリース株式会社
 - 鹿児島リース株式会社
 - 肥銀カード株式会社
 - 九州みらいインベストメンツ株式会社
 - 肥銀キャピタル株式会社
 - 肥銀ビジネスサポート株式会社
 - 肥銀ビジネス教育株式会社
 - 肥銀オフィスビジネス株式会社
 - 九州M & A アドバイザーズ株式会社
 - 株式会社K S エナジー
 - 株式会社鹿児島カード
 - 鹿児島保証サービス株式会社
 - 株式会社九州経済研究所
 - かざんオフィスビジネス株式会社
 - 株式会社かざん共創投資

22社

(連結の範囲の変更)

九州M & A アドバイザーズ株式会社は、2024年4月1日に新規設立し、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

かざん代理店株式会社は、2024年7月23日付で清算終了し、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等 6 社

肥後 3 号地域活性化投資事業有限責任組合
肥後 6 次産業化投資事業有限責任組合
肥銀ベンチャー投資事業有限責任組合
肥銀ベンチャー 2 号投資事業有限責任組合
肥銀大学発ベンチャーシード投資事業有限責任組合
かざん共創投資 1 号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

株式会社まるおかホールディングス
(子会社としなかった理由)

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成等を図ることを目的に出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等
該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 6 社

肥後 3 号地域活性化投資事業有限責任組合
肥後 6 次産業化投資事業有限責任組合
肥銀ベンチャー投資事業有限責任組合
肥銀ベンチャー 2 号投資事業有限責任組合
肥銀大学発ベンチャーシード投資事業有限責任組合
かざん共創投資 1 号投資事業有限責任組合

④ 持分法非適用の関連法人等 8 社

肥後・鹿児島地域活性化投資事業有限責任組合
K F G アグリ投資事業有限責任組合
熊本復興応援投資事業有限責任組合
熊本地震事業再生支援投資事業有限責任組合
肥銀ブリッジ投資事業有限責任組合
肥銀ブリッジ 2 号投資事業有限責任組合
肥銀地域企業応援投資事業有限責任組合
肥銀地域共創投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

なお、「肥銀ブリッジ2号投資事業有限責任組合」については、当連結会計年度に設立いたしました。

- ⑤ 他の会社等の議決権の100分の20以上100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称
株式会社K&Kホールディングス
(関連会社としなかった理由)

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成等を図ることを目的に出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。

- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日

22社

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

銀行業及び金融商品取引業を営む連結される子会社の金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物： 8年～50年

その他： 2年～30年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。正常先債権及び要管理先債権以外の要注意先債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上し、要管理先債権については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金として計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに直近の貸倒実績を反映するなど必要な修正を加えて算出しております。要管理先債権のうち与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先債権のうち、一定額以上の大口債務者の債権については債務者ごとに担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した債権額と、合理的に将来キャッシュ・フローを見積もって算出した回収可能額との差額を貸倒引当金として計上しております。上記以外の破綻懸念先債権については要管理先債権と同様の方法により貸倒引当金を算出しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当社、当社子会社（株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行）の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員への株式報酬制度における報酬支払に備えるため、取締役及び執行役員に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、株式給付信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じた処理をしております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払いに備えるため、将来発生する損失額を見積り計上しております。

(9) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引業を営む連結される子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む連結される子会社の退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 ：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による
 定額法により損益処理

数理計算上の差異 ：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数
 （10年）による定額法又は定率法により按分した額を、それぞれ発生
 の翌連結会計年度から損益処理

なお、その他の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時にその他業務収益とその他業務費用を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、貸出・債券等の金利変動リスクを減殺する目的で行うヘッジ、及びキャッシュ・フローを固定する目的で行うヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素等の相関関係を検証しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

重要な会計上の見積り

1. 貸倒引当金の見積り

(1) 連結財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 73,027百万円

(2) 見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

① 見積り金額の算出方法

当社グループの貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」の「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 見積り金額の算出に用いた仮定

貸倒引当金は、債務者の現時点の財務内容や債務返済能力等を総合的に勘案し債務者区分を決定しており、過去の貸倒実績率を基礎に算定した予想損失率や合理的に見積もられたキャッシュ・フローに基づき算出しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記②に記載した債務者区分の決定、予想損失率及びキャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実であり、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合においては、損失額が増減する可能性があります。

未適用の会計基準等

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

貸手の会計処理として、製造又は販売以外を事業とする貸手が当該事業の一環で行うファイナンス・リース取引については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法が廃止され、利息相当額を各期へ配分する方法が適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で評価中であります。

追加情報

(株式給付信託)

当社は、取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員並びに当社子会社（株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行）の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員（以下、総称して「対象役員」という。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」という。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

2. 信託が保有する当社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式は、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。なお、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は520百万円、株式数は764千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 12,813百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	24,915百万円
危険債権額	70,758百万円
三月以上延滞債権額	114百万円
貸出条件緩和債権額	55,954百万円
合計額	151,742百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,603百万円であります。

4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,035百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,085,448百万円
貸出金	1,219,034百万円
リース債権及びリース投資資産	1,503百万円
その他資産	39百万円

担保資産に対応する債務

預金	73,803百万円
売現先勘定	212,027百万円
債券貸借取引受入担保金	296,155百万円
借入金	1,236,398百万円
その他負債	634百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、有価証券24,563百万円、外国為替3,624百万円及びその他資産40,745百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金581百万円及び金融商品等差入担保金2,470百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,678,126百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,606,567百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社肥後銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,836百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 81,466百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,855百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は44,301百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益17,142百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損791百万円を含んでおります。
3. 「営業経費」には、給与・賞与手当等40,752百万円、減価償却費9,640百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	463,375	—	—	463,375	
自己株式					
普通株式	30,764	1	35	30,730	(注)

- (注) 1. 当連結会計年度の自己株式の普通株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する自社の株式が764千株含まれております。
2. 自己株式の普通株式の増加1千株のうち、1千株は単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少35千株のうち、0千株は買増請求によるもの、35千株は対象役員の退任に伴う給付によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株 式 の 種 類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年5月13日 取 締 役 会	普通株式	3,900百万円	9.0円	2024年 3月31日	2024年 6月1日
2024年11月14日 取 締 役 会	普通株式	3,900百万円	9.0円	2024年 9月30日	2024年 12月2日
合 計		7,801百万円			

- (注) 1. 2024年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する自社の株式に対する配当金7百万円が含まれております。
2. 2024年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する自社の株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2025年5月12日 取 締 役 会	普通株式	5,200百万円	利益剰余金	12.0円	2025年 3月31日	2025年 6月2日

- (注) 2025年5月12日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する自社の株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、個人や法人等の預金者から受け入れた預金や短期金融市場から調達した資金などをもとに、資金の貸出や有価証券運用などを行う銀行業を中心に、証券業務、クレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

保有する金融資産及び金融負債は金利変動や価格変動などを伴うため、不利な影響が生じないよう、オフバランス取引を含むグループ全体の資産及び負債を対象にリスクを統合的に把握・コントロールし、収益の向上と安定化を図るべく資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 金融資産

当社グループが保有する金融資産のうち、最も大きなウェイトを占めるのは貸出金であり、主として国内法人及び個人に対するものです。貸出金は信用リスクに晒されており、取引先の信用状況が悪化し、債務の支払いが不能となった場合、貸倒等の損失を被る可能性があります。また、固定金利の貸出金については、市場リスクに晒されており、市場金利の変動により時価が変動する可能性があります。

次に大きなウェイトを占めるのが有価証券であり、国内債券に加え、株式や海外債券、投資信託等を保有しております。保有する有価証券は、市場リスクに晒されており、金利や株価、為替等のリスク・ファクターの変動により、時価が変動し損失を被る可能性があります。加えて、流動性の低下により時価が下落する流動性リスクにも晒されております。また、債券や株式など一部の有価証券については信用リスクに晒されており、発行体の信用状況が悪化した場合には、減損等の損失を被る可能性があります。

② 金融負債

当社グループの金融負債のうち預金等及び市場性の資金調達については、流動性リスクに晒されており、当社グループの信用力が低下することにより、預金の流出や必要な資金が調達できなくなる可能性に加え、不利な条件での取引を余儀なくされることにより損失を被る可能性があります。なお、当社の一部のグループ会社については、借入金により資金調達を行っており、同様に流動性リスクに晒されております。

また、固定金利の調達については、市場リスクに晒されており、市場金利の変動により時価が変動する可能性があります。

③ デリバティブ

当社グループが行っているデリバティブ取引には、金利スワップ取引や為替・通貨スワップ取引等があります。リスク・ヘッジを目的とした取引については、繰延ヘッジや特例処理等によるヘッジ会計を適用しており、時価の変動比率や契約内容を基に、ヘッジの有効性を評価しています。デリバティブ取引についても、取引先の信用状況が悪化し、契約が履行されない信用リスクや、リスク・ファクターの変動に伴う市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① リスク管理の基本方針

当社グループでは、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスク管理の徹底に関する組織・体制の強化を図っております。各種リスクを正しく把握し、かつ、金融情勢の変化に対応してリスクを適切に管理することにより、当社グループの健全性の維持・向上と経営基盤の確立を図っております。

② 統合リスク管理

当社グループでは、各種リスクを一元的に把握・合算し、全体のリスク量が経営体力に対して大きすぎないかを管理するため統合リスク管理を行っております。また、自己資本の範囲内で各種リスクに対する備えとしてリスク資本を配賦する態勢を導入し、経営の健全性確保と収益性・効率性の向上に努めております。

A 信用リスク

当社グループでは、貸出金の審査・管理部門は営業推進部門と分離し、相互牽制機能による厳格な審査・管理を行うとともに、与信ポートフォリオについても、特定の地域、業種、企業、グループ等への与信集中の管理を適切に行っております。

また、取引先の信用度合いの正確な把握と信用リスク管理の精緻化を目的に「信用格付制度」を導入し、融資方針や貸出金利の決定に有効に活用しております。自己査定については監査する独立の部署を設け、営業店・審査部門への相互牽制機能をもたせることにより自己査定の正確性向上を図っております。

B 市場リスク

当社グループでは、的確な市場リスクコントロールによる安定的な収益の確保を図るため、V a R（バリュー・アット・リスク（一定の保有期間及び特定の確率の範囲内で想定される最大損失額））等の手法によりリスクを把握したうえで、A L M委員会等において、金利予測や収益計画に基づき、リスク・テイクやリスク・ヘッジの方針等を決定しております。

当社グループにおいて、金利リスクの影響を受ける金融商品には、預金・貸出金・債券・金利関連デリバティブ取引等があり、価格変動リスクの影響を受ける金融商品には、債券・株式・株式投資信託・株式関連デリバティブ取引等があります。当社グループでは、これらの金融商品について株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行がそれぞれにおいて市場リスク量を算定し管理しております。

株式会社肥後銀行はヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日～6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）によるV a Rを計測しており、2025年3月31日現在では、金利リスクに係るV a Rが146億円、価格変動リスクに係るV a Rが255億円となっております。

また、株式会社鹿児島銀行では、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日～6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）によるV a Rを計測しており、2025年3月31日現在では、金利リスクに係るV a Rが171億円、価格変動リスクに係るV a Rが205億円となっております。

なお、V a Rの値についてはバックテスト等による検証を定期的を実施しておりますが、過去の市場の変動を基に一定の発生確率を前提として計測しているため、過去にない規模の市場変動の影響まで捕捉するものではありません。また、その金額等から影響が軽微な一部の金融商品や、一部のグループ会社の金融商品につきましては定量的分析を実施しておりません。

C 流動性リスク

当社グループでは、流動性リスクに対応するため資金繰りに関する管理部署を定め、日次、週次、月次にて資金繰り状況を把握・分析し、必要に応じて適切な市場調達を実施しております。また、不測の事態に備え資金繰り逼迫度に応じて、各々の局面において迅速な対応が行えるよう、対応策や報告連絡体制を定めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。

また、現金預け金、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 特 定 取 引 資 産			
売 買 目 的 有 価 証 券	26	26	－
(2) 有 価 証 券			
満 期 保 有 目 的 の 債 券	40,540	37,709	△2,830
そ の 他 有 価 証 券 (* 4)	1,776,019	1,776,019	－
(3) 貸 出 金	9,042,461		
貸 倒 引 当 金 (* 1)	△69,789		
	8,972,672	8,880,692	△91,979
資 産 計	10,789,258	10,694,448	△94,810
(1) 預 金	10,327,210	10,325,996	△1,214
(2) 譲 渡 性 預 金	252,201	252,320	118
(3) 借 用 金	1,254,283	1,244,062	△10,221
負 債 計	11,833,696	11,822,378	△11,317
デ リ バ テ ィ ブ 取 引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,613	1,613	－
ヘッジ会計が適用されているもの (* 3)	93,040	93,040	－
デ リ バ テ ィ ブ 取 引 計	94,654	94,654	－

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(※3) ヘッジ対象である有価証券等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。

(※4) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非 上 場 株 式 等 (*1) (*2)	8,581
組 合 出 資 金 等 (*3)	39,268

(*1) 非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
特定取引資産及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	10	16	－	26
其他有価証券（＊1）				
国債・地方債等	350,601	257,740	－	608,341
社債	－	303,203	19,422	322,626
株式	141,886	4,459	－	146,345
その他	335,352	350,564	－	685,916
デリバティブ取引				
金利関連	－	103,742	－	103,742
通貨関連	－	5,913	－	5,913
資産計	827,849	1,025,639	19,422	1,872,912
デリバティブ取引				
金利関連	－	2,235	－	2,235
通貨関連	－	12,766	－	12,766
負債計	－	15,001	－	15,001

（＊1）其他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は2,284百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は10,505百万円であります。

①第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末 残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券								
その他有価証券								
その他（第24-3項の取扱いを適用した投資信託）	2,262	－	21	－	－	－	2,284	－
その他（第24-9項の取扱いを適用した投資信託）	11,374	59	140	△1,068	－	－	10,505	－

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(※2) 連結包括利益の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

②連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約申込から払戻まで数か月を要するもの	2,284

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	13,000	－	－	13,000
社債	－	－	24,709	24,709
貸出金	－	－	8,880,692	8,880,692
資産計	13,000	－	8,905,402	8,918,402
預金	－	10,325,996	－	10,325,996
譲渡性預金	－	252,320	－	252,320
借入金	－	1,244,062	－	1,244,062
負債計	－	11,822,378	－	11,822,378

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産特定取引資産及び有価証券

特定取引資産及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、無担保コールレート、TIBOR、国債利回り、スワップレート、信用スプレッド等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル 3 の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、

期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップレートをベースに信用スプレッドを加味した利率等で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としレベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。定期預金のうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、預入期間が短期間（1年以内）の外貨定期預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はいずれもレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率、又は、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はいずれもレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び連結される子会社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプット の範囲	インプット の加重平均
その他有価証券 社債	現在価値技法	信用スプレッド	0.148%－ 0.785%	0.451%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日において保有する 金融資産及び金融負債 の評価損益 (*1)
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	19,156	－	△113	379	－	－	19,422	－
その他	100	△0	－	△100	－	－	－	－

(*1) 連結損益計算書の「その他経常費用」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は每期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは信用スプレッドであります。このインプットの著しい上昇（低下）はそれら単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売 買 目 的 有 価 証 券	△0

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種 類	連 結 貸 借 対 照 表 (百 万 円)	時 価 (百 万 円)	差 額 (百 万 円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	－	－	－
	地 方 債	－	－	－
	社 債	1,580	1,588	8
	そ の 他	－	－	－
	小 計	1,580	1,588	8
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	15,587	13,000	△2,587
	地 方 債	－	－	－
	社 債	23,372	23,121	△251
	そ の 他	－	－	－
	小 計	38,960	36,121	△2,839
合 計		40,540	37,709	△2,830

3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種 類	連 結 貸 借 対 照 表 (百 万 円)	取 得 原 価 (百 万 円)	差 額 (百 万 円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	130,071	65,304	64,767
	債 券	37,403	36,862	540
	国 債	8,700	8,565	134
	地 方 債	11,128	10,739	389
	短 期 社 債	6,994	6,994	0
	社 債	10,579	10,562	16
	そ の 他	229,507	211,158	18,348
	うち外国証券	143,900	133,540	10,360
	小 計	396,981	313,325	83,656
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	16,274	19,352	△3,078
	債 券	893,564	987,085	△93,521
	国 債	341,900	400,468	△58,567
	地 方 債	246,611	270,469	△23,857
	短 期 社 債	14,990	14,992	△1
	社 債	290,061	301,155	△11,094
	そ の 他	469,198	548,037	△78,838
	うち外国証券	368,054	440,176	△72,122
	小 計	1,379,037	1,554,475	△175,437
合 計		1,776,019	1,867,801	△91,781

（注）市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額47,850百万円）については、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
 該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券
 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

		売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株	式	28,068	15,105	605
債	券	203,215	322	14,130
国	債	125,497	322	2,985
地	方 債	24,757	－	4,214
短	期 社 債	－	－	－
社	債	52,960	－	6,930
そ	の 他	148,366	25,514	23,048
う	ち 外 国 証 券	136,687	25,092	22,494
合	計	379,650	40,943	37,783

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、連結会計年度末日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理するとともに、30%以上50%未満の銘柄について過去一定期間の時価の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	9,956	6

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	19,430	19,430	—	—	—

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.4%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は253百万円増加し、その他有価証券評価差額金は711百万円増加し、繰延ヘッジ損益は905百万円減少し、法人税等調整額は350百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は121百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益					
預金・貸出業務	11,698	－	11,698	－	11,698
為替業務	6,635	－	6,635	－	6,635
証券関連業務	773	－	773	2,427	3,200
その他業務	6,408	10	6,418	7	6,425
信託報酬					
信託関連業務	206	－	206	－	206
その他経常収益					
その他業務	566	33	600	145	746
顧客との契約から生じる経常収益	26,288	43	26,332	2,580	28,912
上記以外の経常収益	178,952	38,823	217,776	5,744	223,520
外部顧客に対する経常収益	205,240	38,867	244,108	8,324	252,432

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、証券業務、クレジットカード業務等であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,626円60銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 70円19銭

なお、潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

計算書類

第10期末 (2025年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,431	流動負債	1,238
現金及び預金	3,343	短期借入金	501
未収還付法人税等	0	1年内返済予定の長期借入金	590
前払費用	83	未払費用	42
その他	3	未払配当金	58
固定資産	463,214	未払法人税等	14
有形固定資産	12,162	未払消費税等	23
建物	9,856	その他	8
器具及び備品	224	固定負債	13,217
土地	2,078	長期借入金	12,865
リース資産	3	リース債務	3
無形固定資産	505	役員株式給付引当金	54
ソフトウェア	505	その他	295
投資その他の資産	450,546	負債の部合計	14,456
投資有価証券	56	(純資産の部)	
関係会社株式	450,458	株主資本	452,189
長期前払費用	30	資本金	36,000
その他	0	資本剰余金	415,238
繰延資産	0	資本準備金	9,000
開発費	0	その他資本剰余金	406,238
資産の部合計	466,645	利益剰余金	14,887
		その他利益剰余金	14,887
		繰越利益剰余金	14,887
		自己株式	△13,936
		純資産の部合計	452,189
		負債及び純資産の部合計	466,645

第10期 損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	11,263
関係会社受取配当金	8,801
関係会社受入手数料	2,462
営業費用	3,031
販売費及び一般管理費	3,031
営業利益	8,232
営業外収益	583
受取利息及び配当金	3
受取賃貸料	561
雑収入	18
営業外費用	84
支払利息	84
雑損失	0
経常利益	8,731
特別利益	0
固定資産売却益	0
特別損失	304
固定資産除却損	4
関係会社株式評価損	299
税引前当期純利益	8,426
法人税、住民税及び事業税	6
法人税等合計	6
当期純利益	8,420

第10期

(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	36,000	9,000	406,238	415,238
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
当 期 変 動 額 合 計	－	－	0	0
当 期 末 残 高	36,000	9,000	406,238	415,238

	株 主 資 本		資 本		純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	14,268	14,268	△13,959	451,546	451,546
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△7,801	△7,801		△7,801	△7,801
当 期 純 利 益	8,420	8,420		8,420	8,420
自己株式の取得			△1	△1	△1
自己株式の処分			24	24	24
当 期 変 動 額 合 計	618	618	23	642	642
当 期 末 残 高	14,887	14,887	△13,936	452,189	452,189

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	8年～38年
器具及び備品		4年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 引当金の計上基準

役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員への株式報酬制度における報酬支払に備えるため、取締役及び執行役員に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、株式給付信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じた処理をしております。

追加情報

(株式給付信託)

当社は、取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員並びに当社子会社（株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行）の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員（以下、総称して「対象役員」という。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」という。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

2. 信託が保有する当社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式は、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。なお、当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は520百万円、株式数は764千株であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,274百万円
2. 関係会社に対する金銭債権 預金	3,327百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期借入金	501百万円
1年内返済予定の長期借入金	590百万円
長期借入金	12,865百万円
リース債務	3百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

関係会社受取配当金 8,801百万円

関係会社受入手数料 2,462百万円

販売費及び一般管理費 933百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息 1百万円

受取賃貸料 561百万円

雑収入 0百万円

支払利息 84百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
自 己 株 式					
普 通 株 式	30,764	1	35	30,730	(注)
合 計	30,764	1	35	30,730	

(注) 1. 当事業年度末の自己株式の普通株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する自社の株式が764千株含まれております。

2. 当事業年度における自己株式の普通株式の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少35千株のうち、0千株は買増請求によるもの、35千株は対象役員の退任に伴う給付によるものであります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

繰越欠損金 171百万円

関係会社株式評価損 93百万円

繰延資産 0百万円

一括償却資産 2百万円

その他 15百万円

繰延税金資産小計 284百万円

評価性引当額 △284百万円

繰延税金資産合計 ー百万円

繰延税金負債合計 ー百万円

繰延税金資産の純額 ー百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等
該当ありません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	所 在 地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 肥後銀行	熊本市 中央区	18,128	銀行業	所有直接 100%	経営管理・ 役員の兼 任、出向者 の受入	資金の借入 (注1)	7,174	短期借入金 1年内 返済予定の 長期借入金 長期借入金	250 295 6,432
							借入金利息の支払 (注1)	42	—	—
							経営管理料 の受取 (注2)	1,236	—	—
							配当金の受取	4,400	—	—
							出向者人件費 の支払 (注3)	325	—	—
	株式会社 鹿児島銀行	鹿児島市	18,130	銀行業	所有直接 100%	経営管理・ 役員の兼 任、出向者 の受入	資金の借入 (注1)	7,174	短期借入金 1年内 返済予定の 長期借入金 長期借入金	250 295 6,432
							借入金利息の支払 (注1)	42	—	—
							経営管理料 の受取 (注2)	1,225	—	—
							配当金の受取	4,400	—	—
							出向者人件費 の支払 (注3)	322	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1. 資金の借入の取引金額については、期中平均残高を記載しております。また、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定しております。

3. 出向者人件費は、出向元の給与を基準に双方協議のうえ、決定しております。

3. 兄弟会社等
該当ありません。

4. 役員及び個人主要株主等
該当ありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	1,045円17銭
-------------	-----------

1 株当たりの当期純利益金額	19円46銭
----------------	--------

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社九州フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平 木 達 也
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社九州フィナンシャルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社九州フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社九州フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平 木 達 也
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社九州フィナンシャルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社九州フィナンシャルグループ 監査等委員会

常勤監査等委員 北ノ園 雅 英
非常勤監査等委員 田 辺 雄 一
社外監査等委員 田 中 克 郎
社外監査等委員 田 島 優 子
社外監査等委員 鈴 木 伸 弥

(注) 監査等委員 田中克郎、田島優子及び鈴木伸弥は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

中継会場ご案内図

中継会場に ご来場の 株主様へ

中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではありません。中継会場では株主総会会場（熊本）の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできません。あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、ご来場ください。

会場

鹿児島銀行 本店別館ビル 3階大ホール

鹿児島県鹿児島市泉町3番3号〔TEL：099－225－3111（代表）〕

交通

■鹿児島中央駅東口より（約10分）

バス各社 「鹿児島中央駅」⇒「金生町」下車 徒歩1分

鹿児島市電「鹿児島中央駅」⇒「いづろ通」下車 徒歩2分

■鹿児島空港より（約65分）

空港リムジンバス（鹿児島市内行き）所要時間約55分、「天文館」下車 徒歩10分

▶お願い：ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願いいたします。



定時株主総会 会場ご案内図

会場

肥後銀行 本店 2階大会議室

熊本県熊本市中央区練兵町1番地〔TEL 096-325-2111 (代表) 〕

交通

■熊本駅より（約10分）

熊本市電（路面電車） 「熊本駅前」⇒「辛島町」下車 徒歩すぐ

バス各社（桜町バスターミナル経由乗車） 「熊本駅前」⇒「桜町バスターミナル」下車 徒歩2分

■熊本空港より（約50分）

空港リムジンバス 「熊本空港」⇒「桜町バスターミナル」下車 徒歩2分

▶お願い：ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。